



## 一、はじめに



**野宮** 時間が参りましたのでただいまより座談会を開催させていただきます。私は中大法曹会の会報編集委員会委員長の野宮利雄でございます。本日は「大学の法学教育と司法試験改革問題」というテーマで、中大法曹会として座談会を企画致しましたところ、お多用中にも拘らず、大学からはその法学教育の中核である法学部長の外間寛先生、また法職講座運営委員会委員長の高窪利一先生、同じく委員の永井和之先生、広瀬克巨先生、そして法学部教授の角田邦重先生が、特にご参加下さいました。そして中大法曹会並びに学研連推薦の委員である柳沢義信先生と鈴木康洋先生、また中大法曹会幹事長の赤坂正男先生、大学問題委員長の藤井光春先生、法職講座教育検討委員長

川照巳先生など、各委員の先生方にもお繰り合せ願ひまして、土曜日の貴重な時間にご参集いただいたことを厚く御礼申し上げます。

中大法曹会は、中央大学の学生会支部同窓会の中でも、法曹資格を持った者達だけの会でございます。裁判官、検察官、弁護士、公証人で会員を構成して約二二〇〇人、在京法律家のうちの約三分の一強を占めている現状にあるわけでございます。中大法曹会では、四年前の五年一二月にも「中央大学の将来を語る」という座談会を開いており、これは会報九号に子細に出しておりますが、今日はまた目新しい問題で座談会をお願いするわけでございます。

一言だけ申し上げますと、一〇〇年の歴史がある中央大学の中で、近年法学部出身者の司法試験合格者が減少傾向にあるというところで、合格者の数においてトップの座を東京大学に譲ってから久しいのでございます。私は会報編集委員長として、この度名簿を作成するについて、二二〇〇人の会員に往復葉書でアンケート

育を始める時期

大学の講義の内容と、司法試験のレベル

正規のカリキュラム以外に法曹養成コースを設けることの意義とその効果、運営の実態

### 3 法学部学生の二極分化

司法試験受験希望者の減少傾向（若年者の試験離れ）

他方、司法試験受験者の大学離れ

### （予備校への依存）

4 中央大学出身合格者の実態（平均像）年齢、合格までにかかった年数、受験回数、勉強方法

大学の講義受講の有無、予備校の利用状況、研究室等の関連

## 三、司法試験改革の大学法学教育に与える影響

### 1 今回の改革運動の背景

合格者の高齢化、受験期間の長期化、試験浪人の増大、若年者の試験離れ、検察官不足、優秀な人材の確保

予備校の隆盛と大学法学教育の空洞化→そのような現状が実際にあるの

トをお願いしましたが、その回答の中でもそのことを心配する声が多いのでございます。回収率は今日現在で七五〇通来ております。そしてその三割強の方が葉書の裏に大学を憂うる言葉を綴っているでございます。本日の座談会もそういう趣旨で、近く発行予定の中大法曹第一号に掲載したいと思っておるわけでございます。

本日のレジュメ記載の問題は、いずれも重要な問題でかつ多岐にわたっております。大学の方によくお教えをいただいて、またわれわれ現場で担当する者の多年の経験と研究の結果、あるいは会員の先生方から疑問を提示していただいて、問題の所在を掘り下げていきたいと思っております。ただ、時間は限られており、会報に載せる紙数も限りがございますので、掲載するに ついての内容、範囲などについては編集委員会の方に一任たまわりたいということをご承知願います。

それでは中大法曹会幹事長の赤坂正男先生から一言お願い致します。



赤坂 法曹会幹事長の赤坂でございます。

本日は当会の会報の準備として、「大学法学教育と司法試験改革問題」というテーマで委員会のほうで座談会を開催したところ、法学部長始め大学の先生方、大変お忙しいにもかかわらずご参加下さいまして誠に有難うございました。心から感謝申し上げます。なお法曹会側は、執行部は当然のことでございますが、法職教育検討委員と会報編集委員の皆さんも万難を排して参加下さいましたことは感謝に耐えません。

当法曹会としては、昭和六三年三月一日に中間報告書というものを、私と当時の学研連の委員長である猪股先生の連名で大学の学長並びに法学部長に宛て提出してございます。これは今回の大学問題委員会、私の隣におります藤井先生の答申に基づく「試験の改正問題について」

か否か。合格者の若返りが本当に必要か？

## 2 法務省改革試案の内容と問題点

### (1) 受験回数制限

司法試験の目的・性格からの疑問、法曹適格とは何か。

現在の試験の現状（合格率等）においてそのような受験資格制限を行うことの合理性

合格者若返りの効果に対する疑問  
受験生と大学法学教育に与える影響と弊害

①若年者の司法試験離れを逆に促進することにならないか

②受験生はより速効性のある受験指導を求め、ますます予備校に依存し、大学離れが今以上にすすむことにならないか

③大学はどのような学生・受験生の動向に対し、どのような対応や指導ができるか

### (2) 大学推薦制

平等原則からの疑問、効果に対する疑問

ご挨拶をいただきましたと思います。



**外間** 本日はこの座談会にお招きをいた

だきましてどうも有難うございます。感謝申し上げます。私も法学部にある者にとりまして、中央大学出身の先生方が法曹会で多方面に亘って目覚ましい活動を繰り広げておられるということは大変大きな誇りであります。そしてまた言うまでもないことですが、中央大学法学部が法曹界に多数の優れた人材を提供してきたということ、この伝統をととても大切なものだというふうに考えております。そういう意味で今回の司法試験制度の改革の問題につきましては、私どもは大きな関心を持ってこれに臨んでいるわけであり、中央大学法曹会及び学研連とも連絡を取りつつ、いろいろお教えをいただきなから、私どもなりの見解をまとめて各方面に配布するという措置を取っ

大学法学教育と司法試験を直結させるものになるかどうか

実施の技術上の困難性（推薦枠、

推薦基準）

(3) 合格者数の増加

その必要性の有無

実施された場合、受験志望者は増えるか。大学はどの様に対応して

行けるか。

#### 四、大学法学教育と司法試験の在るべき

姿との関係（まとめ）

1 法曹養成の面での大学法学教育の理想

2 現行の司法試験の方法・内容に改善すべき点はあるか、あるとすればどのような案が考えられるか

3 今後、大学としてはどのような方向・方法を考えてゆくか

#### 五、閉会の辞

中大法曹会事務局長 猪股喜藏

資料

法曹基本問題懇談会における意見（63

・3・8）

司法試験改革試案及び同趣旨説明（63

の意見をまとめて出したものでございます。それから約九ヶ月の時間が経過しております。あの当時はまだ世の中も平穏でございます。この問題についてもあまり取り上げられていなかったのですが、その後、日弁連等も正式に取り上げて、相当問題は大きくなって参りました。その間の諸種の経過なども折り込んで、今日はひとつ忌憚のないご意見を発表していただいて、法曹会の会報の中身の向上が図られれば誠に幸いだと思えます。司法試験改革の問題は、私から申し上げるまでもなく、今や私立大学であるところの中央大学を始め非常に問題が重大でございます。一〇〇年の歴史を有する法学の殿堂と言われた中央大学の今後のあり方に対しても非常に影響力が大きく、よほどしっかりしないとこの試験の制度の改正如何によっては、一〇〇年の歴史に何か支障が出てくるのではないかと憂えておるところでございます。そういう意味において皆さんの忌憚のないご意見を聞かせていただければ幸いだと思えます。

**野宮** では、法学部長外間先生から一言

て参りました。また高窪先生を委員長としております法職講座におきましても、その問題について常に関心を払って講座の運営の強化に当たっているわけであります。私ども法学部にあるものとしましては、当面の司法試験制度の改革の問題についてどうするかということを考えるだけでなく、この問題は法学部における法学教育のあり方そのものについて改めて十分な検討をしなければならぬことを要請しているものと受け止めております。現在中央大学では大学全体の改革の問題が論議され始めておりますけれども、法学部ではそれに合せて、法学部そのものの改革と充実を図っていかうとしております。角田先生には法学部の法律科目担任者会議の座長をお願いしております。その下でカリキュラムの見直し、その他法学部の法学教育改革に着手したところであります。今回のこの座談会でいろいろお教えを受けながら、提起される問題点を考慮し、ご意見を参考にしながら、法学部の改革と充実を図るよう努力していきたいと考えております。どうかご指

導のほどをよろしくお願い申し上げます。野宮 有難うございました。それでは本題に入ります前に、一言ずつ自己紹介を白河弁護士からお願ひ致します。

白河 会報編集委員をしております白河でございます。大学は昭和三六年の卒業で、修習は二期でございます。第一東京弁護士会に所属しております。今年で二〇年目ということになります。本日は司会をやらせていただきますのでよろしくお願ひ致します。

伊井 伊井でございます。私は東弁に所属しておりますが、期は三七期でつい最近まで司法試験をやっていた世代でございます。そういう意味から司法試験問題については非常に関心がございます。今までいろいろと研究してまいりました。どうぞよろしくお願ひ致します。

山本 山本でございます。私は昭和五〇年に大学を卒業しまして、現在第一東京弁護士会で弁護士をやっております。期は三二期です。よろしくお願ひ致します。

中津川 編集委員の中津川でございます。現在公安調査庁の調査第二部長をやつて

・ 4・ 13)

中央大学学研連第一委員会報告書(63

・ 1・ 20)

中央大学法曹会大学問題委員会中間答

申書(63・ 2・ 22)

中央大学法学部長「司法試験制度の改

革について」(63・ 4)

中央大学学術研究団体連合会司法試験

改革試案に対する意見書(63・ 9・ 29)

日弁連法曹養成問題委員会中間報告書

(63・ 3・ 17)

日弁連法曹養成問題委員会意見書(63

・ 9・ 29)

おりますけれども、編集委員の関係で、前回の座談会にも出さしていただきまして、期は一三期でございます。よろしくお願ひ致します。

中村 中村治郎です。中大法曹会では法職教育検討委員と会報編集委員の両方を兼ねておりまして、東京弁護士会所属で三六期でございます。よろしくお願ひします。

湯川 湯川でございます。東京弁護士会所属、修習は三八期でございます。よろ

しくお願い致します。

**猪股** 事務局長をやっております猪股喜蔵でございます。昭和二九年に中央大学を卒業し、同年に合格をしました。九期でございます。よろしくお願い致します。

**田中** 事務局次長の田中茂でございます。所属は第一東京弁護士会で、期は二九期でございます。よろしくお願い致します。

**坂巻** 坂巻国男です。事務局の次長を仰せつかっております。大学の卒業は昭和四一年です。修習は二四期で、現在東京弁護士会に所属しております。よろしくお願い致します。

**岩田** 中央法曹会の副幹事長をさせていただきます。ただいております岩田豊でございます。旧制の最後の卒業で、昭和二八年の卒業でございます。第一東京弁護士会に所属しております。法職講座ができたところから学研連並びに中大法曹会法職教育検討委員会に関係させていただいております。

**篠原** 同じく中央大学法曹会の副幹事長の篠原でございます。大学は昭和二六年

卒でございますが、同年に修習を始めまして、二八年以来弁護士をやっております。今年で三五年になります。どうぞよろしくお願い致します。

**窪木** 法職教育検討委員会の窪木でございます。第一東京弁護士会に所属しております。三九期でございます。よろしくお願い致します。

**寺本** 同じく法職教育検討委員会の寺本と申します。第一東京弁護士会所属期は三九期です。この問題に関してはこの中では多分一番近いところまで勉強してきた人間ですので、少しは参考になるかと思えます。よろしくお願い致します。

**飯田** 同じく法職教育検討委員会の飯田と申します。大学は昭和四〇年に卒業しまして、一〇年間ばかり受験生活をしまして四九年に合格しました。期は二九期で第一東京弁護士会に所属しております。よろしくお願い致します。

**中津** 法職教育検討委員会の中津靖夫と申します。三六年卒で修習のほうは一七期です。所属は第二東京弁護士会です。  
**藤井** 中大法曹会の大学問題検討委員会

の委員長の藤井でございます。先程幹事長が報告なさった中間答申、いまま大法曹会の法職教育検討委員会の委員もやっております柳沢義信先生を小委員会の長として、法曹人口と回数制限について中間答申をまとめてきました。ここに列席されている若い先生方の多くの方々に協力していただいて誠に有難うございました。私は東弁所属で七期でございます。よろしくお願い致します。

**角田** 労働法を担当しております角田でございます。昭和四〇年に夜間部を卒業致しました。修習は一九期でございます。  
**永井** 商法を担当している永井です。修習に行ったら多分二期だったのではないかと思います。そのまま助手に残ってしまいました。よろしくお願い致します。

**高窪** 同じく商法を担当しております高窪でございます。新制の第一期で昭和二八年の卒業でございます。外間部長からご挨拶がございましたように、私の弟子の木内君が急逝致しましたので、後を引き受けて、法職講座を運営することになりました。よろしくお願い申し上げます。

**広瀬** 民法を担当しております広瀬でございます。

私どもの民法はいろいろと問題があると思いますので、できるだけ本日の経験を今後に大いに生かしていきたいと思っております。

**市川** 法職教育検討委員会の委員長の市川でございます。昭和六〇年から委員長をさせていただいております。大学は昭和二八年旧制の最後の卒業で、司法試験は昭和二五年に合格、研修所は七期でございます。

**荻原** 法職教育検討委員会の委員をしております荻原静夫と申します。大学は昭和三三年に卒業致しまして、研修所は一五期でございます。よろしく申し上げます。

**鈴木** 法職講座運営委員会の鈴木です。よろしく申し上げます。学研連のほうの推薦ということで本日出席しているわけでございます。昭和三〇年の夜間部卒、三五年修習、一五期でございます。

**柳沢** 法職講座運営委員の柳沢でございます。大学のほうは六年お世話になりました。予科三年、旧制法学部三年、随分

長くお世話になったので恩返しをしななければいけないと思っております。研修所は六期でございます。

**野宮** 有難うございました。最後に私は野宮利雄でございます。昭和二八年、旧制最後ということで研修所は七期で第二弁護士会所属でございます。

先程来、赤坂幹事長、外間学部長からお話がありましたが、私は別にまた学研連の委員長を本年度仰せつかっております。学研連でも丁度この問題について、本年三月に中大法曹会と学研連委員長が連名の意見書を出した後を受けて、四月一三日付法務省人事課長試案について五月以来検討を開始し、その結果をまとめた学研連の意見書が出来上がっております。外間学部長には一昨日お目にかかりまして、よくこの趣旨を説明申し上げましたので、今日ご出席の先生方も、またそれを受けたお答えが出るものと期待しております。

それではいよいよ本論に入って参りますのでお気軽に遠慮なくご発言のほどお願いを致します。それでは白河先生よろ

しく司会者団を構成してお願いいたします。

## 二、大学の法学教育の現状と私法試験



**白河** それでは本論の「大学法学教育と司法試験改革問題」について座談に入らせていただきます。司会を仰せつかりましたのは白河と伊井和彦先生、それから更にその隣の山本卓也先生とで進めさせていただきます。年令の順で私が初めに進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは本題に入らせていただきますが、予めお手元にお届けしてありますレジュメに従って進めて参ります。まず、レジュメの「二、大学における法学教育の現状と司法試験受験との関連」というところがございますが、もともと司法試験というのは非常に難しい試験と言われております。特に昨年、法務省の法曹基

本問題懇談会が、大学で法学教育を受けた者がさらに長期にわたって受験勉強に専念しなければ合格するのが困難となっている司法試験の現場を改める必要があると、こういう指摘をしておるわけです。そこで、現在の大学の法学教育だけで司法試験に合格できないというような現状があるのかどうかという点について、実情をお伺いしたいと思います。

それから仮りにそういうことがあるとすれば、その理由とか原因は何であろうかということ、これは実際に教育に当たっておられる大学の先生方でどなたかお話を賜ればと思っておりますが、外間先生如何でございましょうか。

外間 はい、あとで永井先生、角田先生に補足していただきたいと思いますが、大学の法学教育を受けただけでは司法試験に合格できないという現状にあるかと言われれば、これはあると言わざるを得ないと思います。学研連の意見書にも出て参りますし、またその他いろいろなところに書かれておりますけれども、合格者の平均受験回数が五回ないし六回とな

っております。五回ないし六回と言いますと、当然在学中に合格するケースは極めて例外的であるということになります。在学中に合格することができないというのは、大学の法学教育を受けただけでは、受験に合格するにはまだ不十分であるということになります。中央大学の場合、

在学中に合格する者の数は極めて少ない。これは在学中ということの意味にも関係しますけれども、その問題はここでは問わないことにしましょう。いずれにしても、大学の法学教育を受けただけでは合格できるような試験制度には、なっていないというのが共通の評価であるといつてよろしいかと思えます。その原因は、大学教育の側にもいろいろあると思いますけれども、基本は司法試験が非常に難し過ぎるということでありまして、そして合格者の比率が非常に小さ過ぎる。二%以下ということですが、合格者の数が非常に限定されておりますので、その少ない数の合格者を選定するために試験が非常に難しくなるというところに基本的な原因があるのではないかと見てお

ります。あと何かありましたら永井先生にお願いします。



永井 それでは多少学部部長の言われ方とニュアンスが違つかかりませんが、私は大学における法学教育というのは、単にカリキュラムの授業だけが大学法学教育ではないと思うわけです。学生が自分で勉強をすることも踏まえての法学教育だと思えます。そういうことから考えると、真面目に勉強していた学生は、在学中に合格するだけの力は付けられているのではないかと、また真面目にやっていた学生はそこまでの力が備わっている場合が多いのではないかと思います。ただ現実にはいま学部長がおっしゃったようになにせ合格率が二%位ですから、たまたまある問題について失敗したらもうそれで多分落ちてしまう。今年度の場合も落ちた学生の再現答案を見ましたけれども、



法務省からもらった評価も参考に見ると、ああこれはここを失敗しているなと、それによって落ちたんじゃないかと思われる学生がかなりいるわけですね。そうするとやはり同じような力が付いても合格する確率というのは、三回受けてそのうち一回位なんです。その一回が最初にくれば卒一か卒二で合格できると、あとのほうにくれば卒五くらいになってしまう。そういうことではないかと思われるのです。ただ、それはある程度勉強して本当に真面目にやった学生で合格するだけの力が付いている場合です。あと、の学生で落ちる学生は力が付いてなくて落ちる学生もいますし、それはやはり本人の勉強態度だとか、学生時代にどういうことをしていたかということにある程度影響されるんじゃないでしょうか。すなわち大学のカリキュラムとして、また授業としては、ある程度それをうまく学生が利用してもらえれば、合格するだけの授業はしているのではないかと思っ

るんですけれども。  
白河 どうも有難うございました。角田

先生如何でございましょうか。

角田 あとのほうに中大出身合格者の平均像だとか、あるいは法職コースを設けなければならなかった事情だとか、いろいろなことが出て参りますから、さしあたっては一般論だけで私も済ませたいと思います。一言で言って難しいだろうと思いますが、一言で言って難しいだろうと思います。その原因は、一つは外間先生がおっしゃいました司法試験自体が非常に難しい。大学の正規のカリキュラムをどう消化するかという問題と、司法試験の難易度のレベルを比べてみるとやっぱりかなりの落差がある。私が昭和三九年に受けました頃と比べてみますと、司法試験の問題自体が非常に複雑化、多様化している。読まなければならぬ本が氾濫している。その意味では牧歌的と言っても良い位だった私たちの頃の試験問題とはかなり違っている。

それから二番目に、学ぶ学生の側という観点で言いますと、非常にリッチな学生が中大にも沢山やって参りました。夜間部から合格するということはほとんど無くなりました。そういう、大学で学んでいる学生像の質的な違いというものがございます。で、卒業の間際になって、本格的に司法試験を勉強しようか就職しようかと悩んだ末に、初めて本格的に司法試験の勉強を始める学生が結構ございます。

それから三番目に、教育の側から考えますと、初めから司法試験を受けるといふ学生は、恐らく年々数が減ってるんじゃないかろうか、現役受験者の数だけを取りますと、とくに東大や早稲田、あるいは明治とどうかというぐらい現役の受験者の数も減ってきております。その意味で言いますと、教育をする側としても、初めから司法試験だけは想定できないことになりました。

それからもう一つ、これも後から問題が出てくると思いますが、司法試験を受験した経験のある教員はと言われると、恐らく永井先生、それから斎藤先生、ここまで止まりで、あともう経験をした人はおりません。その意味ではわれわれの側もまた司法試験というものについて認識といえますか、実感というんですか、

これがある意味では変わってきているというふうに見えるかも知れません。さしあたってはそれだけでございます。

**白河** この問題について先程受験が終わってまだそれ程たっていないと言われた、寺本先生如何でしょうか。

**寺本** 私は学生のころはどちらかというあまり授業に出なかつたのですが、幾つかの科目に関して言えば、一通り授業に出て質問をしたりしておれば、それで一応は試験に対応できたのではないかと思ふのです。大学の法学教育だけで駄目であるかということについては、やはり難しいのではないかという感想はあります。特に細かい論点に触れるかどうかというよりは、科目によりましては一年の間に全部に触れないまま時間切れで終わってしまうようなものもあって、残りはどうしても自分でやらなければならぬし、時間が限られておりますので、なかなか難しいと思います。例えば、憲法も民法も、最後まで触れないままで終わってしまったのではないかという記憶があります。

**白河** 窪木先生如何でしょうか。

**窪木** 適切な比較ではないかもしれませんが、大学受験と司法試験受験というこ

とを比べてみますと、それぞれ正規の学校だけで勉強して受験競争に勝ち抜くことができるかという点、それはやはり難しいと思います。大学受験における予備校の役割は皆さんご存知の通りで、司法試験受験の場合でも、大学教育の中で、どうしても司法試験の受験技術としては必要な点だけでも大学教育では触れられていない部分というのがあると思います。例えば、法律的文章の書き方というようなものは、そこまで大学教育で手取り足取り教えるというところは、時間的にも難しいので、これはやはりオミットされていると思うんです。ところが、司法試験受験の中で天王山と言われている論文試験の場合には、一四通答案を書きまして、文章の構成の仕方又は文章力自体でかなり評価が左右されると思いますので、そこらへんまで含みますと、大学教育だけで十分合格できるカリキュラムができていくかという点、それは難しい

と思うし、それはやっぱり仕方がないというのが実感です。

### 三、大学のカリキュラムの変遷とその原因

**白河** どうも有難うございました。いま大学のカリキュラムの話が出ましたけれど、カリキュラムが専門教育を始める時期などについて、最近相当変わってきているということをお伺いしますが、そのへんの変わり方ということについて、大学の先生のほうからお伺いしたいのですが、どなたかお願い致します。

**外間** カリキュラムについて簡単にご説明申し上げます。現在のカリキュラムができましたのが八年前でございます。その前までは相当の科目数が必修科目に指定されておりまして、選択科目が少なかったわけでありまして、それが八年前に改正された現在のカリキュラムでは、選択の幅が相当広げられまして、学生が自主的に科目を選択して法律の勉強をするという、大体そういう基本的な考え方でカリキュラムが作られているわけでありま

ますと、群が一群から六群まで分かれて、第六群が法律科目以外の科目であります。その一群に一二科目配当されております。このうち学生が卒業をするためには、九科目三六単位取らなければならぬということになっております。どういふ科目が配当されているかは、後でまたご紹介申し上げますが、第二群には、一五科目配当されておまして、この中から八科目三二単位を履修しなければならぬことになっております。第三群が外国法であります。これは一科目四単位必修ということになっております。あと第四群、第五群、第六群まで含めて一単位を取らなければならないことになっておりますが、主要な法律科目は第一群に配当されておまして、これは憲法一部、二部、民法一部、二部、三部、それから刑法一部、二部、商法一部、二部、三部、それから行政法一部、訴訟法二つであります。大体そういうカリキュラムになっておりますけれども、このカリキュラムについてはいろいろ問題点が指摘されておまして、現在これを見直そうとして



おります。まだ具体的にその見直しの案ができていくわけではありませんけれども、再検討に着手したという段階であります。どういふことが問題点か、もし必要ならば後で説明致します。

**伊井** 私が大学にいた頃はかれこれ一〇年前ですが、その頃は確か一、二年生の間は教養課程で、いわゆる法律科目の勉強が始まるのは三、四年生になってから必修になったように覚えております。ところが、最近では確か一、二年のころから憲法を始めているとか、法学部でも法学の授業がなくなっているとかいうことを聞いているんですが、そういうふうに専門科目、法律科目をなるべく早い時期にやるようになったというのはどういう理由からですか。

**永井** まず憲法一部、民法一部が一年生に下りましたけれども、これは確か先生の在学中でも二年生から憲法はあったと思います。それが一年早まって、そのかわり憲法は一年生と二年生の二年間にわたってやることになったわけです。その点は先生の時代は一年間だけだったと思

います。何故憲法、民法をそれぞれ一年生に下ろしたかと言いますと、法学という科目がありまして、それとの関係があったんですね。というのは、法学の授業というのは非常に難しい。学生に分からせるというのは大変な仕事である。それから教員のほうの能力的な問題でも、法学を全部できるというのは大変な問題であるということ、一年生に法学を教えるということの内容の吟味が一方では始まったわけです。それからもう一方では学生の方で、やはり一年生から少しでも法律をかじりたいという意見もありまして、その両方の意見が咬み合わさったところで、憲法、民法、それぞれ一年が一年生に回ったんです。そこで何が期待されたかと言いますと、憲法一部では公法入門というような形での、いわば法学の一分野である公法入門的な憲法、それから民法一部では私法入門的な民法と、ある意味では法学を二つに分離したものがあられたわけです。カリキュラムの改正のときにはですね。そういう形でそ

うものを置くならば法学は要らないだろうということになり、法学の代替として憲法一部、民法一部を一年生に下ろすというのが本来の意図であったわけですね。そのあたりがどのような形で実際の形になってきたか、今の講義がどうであるかということとはまた別問題だと思いますが、それがいわば改正のときの一番大きな趣旨で、法律学科に法学の授業がなくなっただけという理由です。



**高窪** 法学が廃止された経過はいま永井教授が言われたとおりです。法学の講義が、学生に分かりやすく法的な価値判断を教えるという機能を、必ずしも果たしていなかったわけですね。内容が抽象的で非常に難かし過ぎて、法学の講義を聞く傾向もありまして、公法入門・私法入門の講義に変えることになったのです。な

るべく早くからリーガルマインドを養わせる入門的な講義をするという体制は取っていたのですが、確かに形式の上では一年生から専門科目が入ることになったんですね。しかし、現実にはそうした意図が、十分に実現されたかというと、立法趣旨と実効性が必ずしも一致しないのと同じように、かなり疑問があるところですね。他の先生からもお話があると思いますけれども、担当する教員の姿勢とか、カリキュラムの取り組み方の問題でして、やり方によっては、一年生に入った途端にいきなり憲法の厚い本を読むということになっちゃったという面もないではないですね。学部長が説明されましたように、カリキュラム自体のあり方についても迷いながら検討を続けているわけですが、本質的に考えると、要するに現在の法学的な位置付けはアメリカのロースクールのような法職養成の機関になっていないわけですね。

さらに、先程もお話が出たように、高度経済成長で世の中が非常に暮らしやすくなってきていて、一流企業がたいして

勉強してない学生でもどんどん採用してしまうんですね。私のゼミでも、一人で超一流の企業に二社も三社も決まってしまうわけです。中には、会社で金を出してアメリカへ留学させることを条件とするところもあります。そういうふうには世の中の風潮は若い人たちに非常に甘くなってしまってますから、そういう中で、生きた社会や企業の要請に対応できる人間、自分自身の価値観や適格な判断力を持った社会人を要請するということが、大学教育のかなり重要な仕事になっていくんです。高校までは受験々々で明け暮れているんですね。偏差値ばかり気にして、親にもピンピン言われてやっとなに受かった、受かるとこれでのんびり遊びたいと思うんですね。なかなか自分で自分をつくる努力をしない。放っておくと、あまり物事を考えないで、何となく社会人になってしまふのです。実は、大学教育では、まずそういうところに重点を置いて、リーガルマインドといいますが、社会全般について物考えさせるということをやらなくちゃならないわけで

す。そうした社会人教育のウェイトを無視できないわけで、むしろそれがほとんどを占めているわけですね。その一方で、司法試験の合格者が減ったら、中央大学は看板が無くなるわけですから、これは最大の重要問題だということは、教職員はもちろん心ある学生はみんな十分認識しているわけです。現在の学部構成では、カリキュラムを二つを用意できないんです。ですから、今のカリキュラムに沿ってただ講義を聞いて勉強すれば合格するということはとうてい期待できないことでありまして、それだからこそ、これから話題に出るようないろいろな配慮といいますが、法職コースとか法職講座とか、プラスアルファを考えていかなければなりません。これまでの法曹会の座談会を読みましても、渥美教授でしたが、別に教授の質が悪いわけじゃないと言っておられるようですが、まったくそのとおりでありまして、諸教授は、学会では非常に活躍しておられる方で、教育のレベルを落としてはおりませんし、学生のレベルも決して落ちていたとは思えません。

ただ、一つは、世の中が良過ぎて、ハングリーな危機意識がうすれ、受験志向が減っているわけです。また、カリキュラムが司法試験受験向きのカリキュラムになっているかという点、きわめて不徹底なわけです。これらが原因ではないかと思えます。だから、法曹たらんとする意欲をそそるような教育をする必要があります。永井教授が言われてたように、ほとんどの学生の資質はかなりのレベルまでいっているんですが、自分で気が付かないだけです。放っておくと、それがそのままになってしまふんです。



**山本** 私は大学を五〇年に卒業したんですが、私のときにはもちろん法学が必須科目で、あとで法学がなくなつたと聞いて愕然としたんです。大学受験のときには、いわゆる数学、国語、理科、社会という試験科目でやってきているわけです。

そしていざ大学に入りまして、社会科学それも専門科学である法律について接するというのは初めてであるのに、いきなり憲法や民法の中身に入ると大変読みづらいわけです。それとともに、社会科学のどんな本を読むべきかということも教えてくれるのが法学じゃないかと思うんです。私は川添先生の法学の講義で、どういふ本を読んだらいいかということいろいろ教えていただきました。

例えば、ルソーとかモンテスキューとかあるいは「権利のための闘争」などの本を、一年生に入って読む機会があったことは、後日非常に自分にとってプラスだったというふうに思うわけです。それが何か専門科目が、それは一年生から始めること自体について私は問題があるとは思いませんけれども、それとともに法学、ひいては広く社会科学に接する第一番の場面なわけで、このときにひとつこういう本を読んでみたらということを持たれかにアドバイスしていただきたいなという感じはします。だからその意味では非常に残念です。

**角田** 先程カリキュラムの検討に着手しているという話が出ました。先程の学部長の話にもありましたように、現在のカリキュラムになったのは八年前ですが、改定のポイントというのは三つございまして。一つは法律学が非常に複雑、多様化が進んでいるものですから、憲法を二つに分けようとか、私の担当している労働法も一部、二部と二つに分けようとかいうことになりました。そうやると三年生からでは窮屈になるものですから、思い切って一年生に下ろす科目を設けようということが、一つでございます。同時に群制度を作って、法律科目の体系化を図ろうということになりました。

それから二番目は、学生の多様化に対応して、自主的選択の余地を思い切って認めようということ。そのために必ず取らなければならないという科目を全く無くしまして、第一群というもつとも基本的な科目についても、一二科目の中から九科目を取りなさいといった選択の余地を残すというものになりました。

それから三つ目は、単位取得科目はか

なり拡大されたと思えますが、それに伴って一年のときから専門科目をやらせよう、法学部に入ってきた学生の法律に対する熱が醒めない早いうちのほうがいいんじゃないかということです。

その割を食ったのが法学の廃止でした。法学というのは教養科目の社会科学の中の一つにありまして、社会学とか政治学とか、そういうものの中のひとつとして置かれていたんですけれども、法学部もいろいろやり方はあるんですが、思い切って廃止しようということ。廃止されたわけなんです。しかし八年間の経験を踏まえてみますと、もう一度復活したほうがいいんじゃないかという点では、この前の法律専門科目担当者の会議でもほとんどコンセンサスを得ております。できるだけ早い機会に復活しよう、ただ復活をする際に、単純に昔のようなやり方でもいいんだらうかということで、内容を少し検討しようということになっております。恐らく、さ来年度からはそれだけでも部分的に実施できるんじゃないかと思っております。

それからもう一つ、この点でつけ加えておきたいことがございます。例えば、私は労働法ですけれども、三年、四年とゼミをやりますと、司法試験の受験希望者で労働法のゼミを取ろうという学生はいないものですから、ほとんど接する機会はありません。せめても接する機会があるのは、法律専門の担当者による教養ゼミという一年生を対象にした教養演習という講座です。教養演習は以前は原則的に語学の先生や一般教育の先生方がお持ちになったのですけれども、法律専門も一年まで下りようじゃないかということになりました、全部下りるといいうわけじゃありませんが、かなりの方が一年生向けの教養ゼミをもっていると思います。その中で先程お話の出来ましたような法学は何をやったらいのか、最高裁の判決を読ましてみるとか、いろんな試みをやっております、かなりの程度は、法学で以前やっていた部分をカバーするというやり方しております。

**広瀬** 恐らく一年生の講義を担当したのはこの中で私一人で、しかも今年初めて



民法一部を始めたんですけれども、非常に不効率なんです。というのは、とにかくそういう法学概論の部分や総則・物権ということでも、何でもかんでもやれということ、簡単な概念がなかなか通じないんですね。例えば、一般法・特別法というのを口にバツと出してみましてから、ああ、分かったのかなというふうな不安感、あるいは類推適用ということを簡単に言ってしまうけれども、なかなか学生にスーッと入っていかない。予習している学生はある程度解かるんでしようけれども、しかしそれにしても反応はもう一つというわけで、やはり手直しする必要を感じております。それで現状においても、例えば、法職講座の中で民法入門というのを、実は夏休みの終わりにやってやっているんです。これは非常にナンセンスでして、本来ならこのよ

うなものももう少し初めに持っていくべきで、今のままでは授業の現実と十分に噛み合っていない。実のところ前回のカリキュラム改正で一番迷惑を被ったのは民法じゃないかと思っております。しかもコマ数自体は全然増えておらないんです。相変わらず四コマ編成でやると、他の大学に比べても授業時間は非常に少ないというわけで、そういうところも含めていまカリキュラムの再編をテーマとしてやっていくところがございます。

#### 四、法職講座の現状と将来の展望

**白河** 今まで大学における法学教育と司法試験の現状の問題について皆さんのお話を伺ってきたわけですが、このあと更に今回の改革問題が大学法学教育に与える影響とか、将来のあるべき姿というふうなことについてもお話を賜りたいものですから、多少先を急がせていただきましたと思います。

今までのお話で、現在の大学でのカリキュラムが必ずしも司法試験のみを目指す

しているものではないんだということ  
でございますが、法職講座という法曹養成  
についてのコースがあります。これにつ  
いての意義とか効果とか、運営の実態に  
ついて少しお話を賜りたいと思いますが、  
如何でございますでしょうか。

高窪 それでは簡単にご説明申し上げま  
す。過去の経過を見てみますと、先程申  
したような形で、社会人教育が法学部の  
主な目的となった経過の中で、司法試験  
対策は、大学当局そのものが真正面から  
受験教育をやるという体制は、全くつく  
られていなかったわけです。率直に言え  
ば、学研連諸団体に法曹の養成はお任せ  
しっきりで、熱意のある教授達が研究室  
員の指導を横からお手伝いをしていたと  
いう感じでした。そうした行き方を疑問視  
する向きもございました、例えば、私の  
恩師であります故升本喜兵衛先生（当時  
の学長）なんかは、大学員に法職専門コ  
ースを作って、大学自体が法曹養成をや  
るべきではないかと提案しておられたこ  
とがあったように記憶しておりますけれ  
ども、そういう動きが実際に実現しない

ままに現今にいたったわけです。しかも  
各学部教授会は、専門と教育と両方の担  
当者から成り立っており（角田先生がい  
ま法律専門科目の担任者会議を大変苦勞  
なさって運営しておられますけれども）、  
その中には確かにいろんなご意見の先生  
がおられます。大まかに言うと、大学は  
アカデミズムの拠点なんだから、大学が  
自分で実務教育をやったり、現実論を教  
えたり、それから司法試験の受験対策を  
やったりするのは、大学の使命に反する  
というようなヒロソフィーも一部にはあ  
るわけです。私自身も、以前に銀行取引  
法をカリキュラムに入れることを主張し  
て、こっぴどく反対されたことがあります。  
その後司法試験合格者が減り、学員  
法曹が騒いで下さったお蔭で大分変わ  
りましたが、しかしそういう経過の中で、  
法職専門の受験対策をやるということに  
ついてかなりの抵抗があったことは事実  
です。それに、夜間部の授業と抵触する  
問題もあって、法学部の法職過程として  
ではなく、学校法人の直属の組織として  
法職講座がつくられたという経過があり

ます。逆に言いますと、それだけに受験  
指導に熱心な学外の教授やOBの法曹の  
先生方のご協力を仰ぎやすくなりました  
し、夜間部の授業のカリキュラムとの関  
係もあまり気にしないでいけるというこ  
とになりました。ただ、法職講座は、現  
在のところ、経理研究所と異なって、学  
校法人付置の機関として基本規定に定め  
られておらず、学内機関としての位置付  
けがあいまいでして、この辺は実績に  
応じて、法曹OBの皆さんにも声を大きく  
していただきたいところです。ところで、  
先程先生方からご紹介がありましたよう  
に、現在の学部のカリキュラムは、選択  
肢がかなり多いのでございます。京都大  
学なんかは、ほとんど全部が選択科目に  
なっております、それがいいとか悪い  
とか、いろいろ議論があるわけですが、  
しかし今年の例なんか見ても、京都大学  
はぐっと合格者が増えておりますので、  
本当にやる気があって、いい選択をして  
カリキュラムを利用しながら、プラスア  
ルフアの勉強を本当にやっていたら、相  
当力がつく可能性も考えられるわけです。



しかし、如何せん、一般には、そこまでは期待できません。相当の強い意欲と自主性と、それから適格な素材がなくてはなりません。そういうプラスアルファの素材を法職講座で提供してこうというわけです。司法試験の予備校でございますと、年間を通して公開の答案練習会をやったり、習熟した教授の計画的な特別講義を聞いて強い刺激を受けるとか、ゼミを組んで試験に受かったばかりの先輩がピンピン教えるといったようなことをやっているようです。もちろん、そういうように受験勉強に必要な素材を効果的に与えるというのはいかに必要でございます。受験を楽しんでもらっては困るわけで、資格でございますから、なるべく速やかに取っていただきたいと思えます。しかし、物事を考えない知識づくめの法曹をやたらに作っても仕方がないわけでございます。それでは質の良い法曹教育とはいえません。そこで、法職講座では、まず新入生または初学者を対象として「入門講座」を行ない、具体的な事件を素材として、法律的な社会的事実に対

する関心を喚起し、法的な判断力の基礎を養うことをやっております。つまり、法学部のカリキュラムを補って、いわば法学の講義に代わるような、法律学について正しい方向付けをするための講座です。その他、判検事の方による特別講演、裁判所・検察庁・弁護士事務所・刑務所等の見学によって法律実務を理解させ、さらに春季特別講座で憲・民・刑の三科目について法律書の読み方を身につかせます。これらの講座は、OBの法曹の先生方、専門の先生方、その年度の合格者や大学院生のチューターの皆さんが非常に奉仕的にやって下さっているんですが、率直に申しまして、法職講座だけで勉強して合格した者の数においてもまだ十分な実績を上げていない。そこで、一生懸命体制は整えつつあるものの、質の高い学生がどんどん集まるというわけにいかない。これが一つの悩みであります。このへんは、法学部の教養ゼミとも協力して、熱意のある学生を送りこむことをお願いしたいと思っております。中でも、特にお願いしたいのは学研連との協力体

制でありまして、早く学研連に入ればそれで安心できると、一年生から受けて研究室に入る学生が結構多いんですけれども、それが案外早く受からないんですね。かえってぬるま湯に浸っちゃって受からないんじゃないかと思うのです。能力はあるが、何していいんだか分からないで、とにかく厚い本に取り組んで読んで、というような学生を法職講座にどんどん送り込んでいただきたいのです。このように、法職講座では、基本的なものの考え方を早く養うということの一つの眼目にしております。

それから、二年生以上になりますと、かなり専門的な勉強を始めておりますので、いわゆる「答案練習会」とそれから各種のゼミを運営しております。また、答案練習に備えてのトレーニングとして、「夏季特別講座」で商法と民訴・刑訴について、基本書の読み方と集中講義を勉強させます。「答練」は、普通の公開答練ですと、レベルの差を無視して一斉にやるんですが、そうすると客観的な採点が困難でございますので、自宅答練と土

曜答練に分けてまして、レベルの低い諸君には問題を課して、それを自宅で一生懸命勉強して答案を書いてくる、それに対して出題者が講評をして、話を聞いた上で解説書のようなものを配ってあとで復習させるということをやっております。そして、もう少しレベルの高い者のためには普通の答練(土曜答練)を、今まで各学研連団体がやってこられたような形でやっております。また、ゼミナールは「自主ゼミ」「択一ゼミ」「特別ゼミ」を少数で組ませて、合格者がチューターとなり活発にやっております。

このように法職講座では、新入生から卒業生まで、勉強の段階を追って、一つの流れの中で各受験科目を合理的に学習できるよう、かなり密度の濃いスケジュールを組んでいるのですが、多摩から離れた卒業生諸君にはなかなか利用できず、従ってまだ実績が上がっておりませんので、今年からは新築なった駿河台記念館に研究室を置き、短答式に何回か受かったような力のある卒業生諸君(四年生を含む)を厳選致しまして、一〇八名ほど

を室員にして勉強させます。研究室の運営については、学研連の諸先輩、特に法職委員の先生方に非常にご迷惑を掛けて、お忙しいところを犠牲的にご協力いただいております、今のところこれに十分お報いすることができません。ここから例えば、二〇名ないし三〇名の合格者を出したい。事実すぐ受かりそうな実戦力を持ったのがかなりいます。ただ今までは一人ではらばらに勉強していた人が多いようなのです。それを一つの研究集団にしていくことからまず築き上げていく必要があります。

そして、法職講座プロバの合格者をどんどん輩出していくことが目標です。実績があがれば、学校法人にもさらに力を入れてもらうことができますし、特別講義や答連、ゼミなどに協力いただいている先生方にも、十分これに報いることができることになるでしょう。駿河台研究室の方でも、早速、室員のアンケートに基づいて多くのゼミを組み、もの考え方・論文の書き方・難解な基本書の読み方などを指導していくことになってい

ます。実は昨日、その準備のためのチューター会議をやったのですが、学研連諸団体のご協力のお蔭で、合格直後の修習前の諸君が二八名も参加してくれました。その皆さんに、多摩の方の各種ゼミのチューターをお願いすると同時に、駿河台のほうでも、OB若手の弁護士さんたちにバックアップをお願いして、合格者諸君にゼミのチューターをしていただくこととなります。今年、とりあえず駿河台で実績を上げなければいけないと考えております。そして、これを突破口として、多摩を含めて法職講座を活性化し、全体の質を高め、多摩と駿河台の一貫教育を樹立していきたいのです。一言で申しますと、将来あるべきものとしてのロースクール構成を目ざして、あせらないで、コッコツと少しずつ実績を上げ法曹教育のメッカとしていこうというのが、現在の法職講座の運営方針でございます。

白河 有難うございました。この点につきまして中大法曹会は如何お考えでしょうか。



**鈴木** いま解説的なお話がございましたが、言うならば法職講座は一年生・二年生・三年生という在学生中心という基本的な前提があります。そうしますとどうしてもまだまだ勉強不足の学生諸君が直接の対象になるわけです。従って、先生方も本当に必死のご努力であります。心から敬意を表する次第でございます。ただ、問題は、学生がなかなかついてきたらない。例えば、チューターを三〇人、四〇人お願いするわけですけれども、問題は学生のほうがむしろついてこない。グループ編成をやりましても、三人、四人のグループを作って申し込んできなさいと言わんですが、それがまた難しい。そういう現実がございます。非常に苦労しておるわけでございます。いま高窪先生からロースクール構想という展望に立ってのお話ございましたけれども、

問題は現在の法職教育講座において、言うならば、幼年学校教育と士官学校教育をどこでやるか、そこに一番の問題がある。駿河台研究室はこれから発足するわけですが、そのへんで言うならばロースクール構想を展望しながら士官学校教育をやってそこで仕上げる。そういう方向でやらなければいけないのではないかと考えております。

それから、大学の法学教育と司法試験受験教育の問題ですが、この点は永井先生もさっきおっしゃったようにカリキュラムの問題ではなくて、大学を自己研鑽の場としてとらえ、自分で勉強する努力というものが今の学生には欠落している。これがなければどうにもならない。従って私は大学における法学教育といっても、むしろその前に大学における人格教育はどうなっているのかという、そのへんから叩き上げていかないとささか難しいような感じを持っております。

## 五、法学部学生の現状と中大合格者の実態

**白河** これまでの大学の先生方や鈴木先生のお話で、大学の法学部ではやはり本来の大学教育についていろいろご努力をいただいているところであり、また法職講座では高窪先生がおっしゃったように、ロースクールというような構想をもってお進めになっているということが分かりました。次に、先程現在の法学部の学生は司法試験受験希望者が減少しているとお話があり、他方司法試験の受験生が大学から離れて、予備校へ依存しているのではないかと各方面で指摘されております。現状でそういうこともあるのでしょうか、どうしたらこれを防げるかということについて、大学側ではどのようにお考えでしょうか。

**永井** まず予備校の問題ですが、予備校への依存という問題は、学生一般の言わば現代的な問題ではないかと思うのです。どうしても大学受験での勉強の延長として司法試験を捕らえるということになり

ますと、やはり大学受験までと同じように、予備校の先生がまとめてくれて、さあ、これを覚えろとか、ここはこう書けばいいんだとか、そういう形の勉強スタイルが身につけていますので、学生は司法試験もその延長線上で捕らえて、そういう形での教育が一番ピッタリするということでも予備校へ流れるという面があるわけです。そういう感覚で大学の講義等を見られますと、先生方が言っていることは何かよく分からない、難しいこと言っているというところでやはり毛嫌いされる傾向があるんだろうと思います。それを如何に大学の法学教育という問題へ引っ張り込むということが一番大きな問題だと思います。その点は、例えば、法職のほうでも非常に苦心しているところなのです。またそれを取り戻さない限り、現在提起されている司法試験改正という問題も無くならないんじゃないかと思えます。というのは、現在司法試験に受かってきた学生に対してはかなり研修所側からの批判があります。物の考え方ができていない、リーガルマインドが分かっ

ていないじゃないかという形で、能力的にかなり疑問を突き付けられて、それが大学はいったい何をやっているんだという形での批判となって現われているわけです。大学がそのような教育をしているわけではないのですけれども、それを取り戻せない大学に対して批判となって現われてきている。そういうことで大学の方でもかなり考えています。先程のイエリングの「権利のための闘争」なんかを読めと言って、教養ゼミで勉強させることも多いと思うんです。いま法律の先生方三〇人位が教養ゼミを持って、そういういろいろな基本的な、例えば大塚久雄先生の本とかを読ましています。それでも多くの学生は落ちていくわけです。そういう学生は頭から分からないというふうに決め付けるんです。けれども、大学教育のほうでは一年生の教養ゼミにおいて、少人数教育で、先生方が非常に手取り足取り教えております。三〇人位の先生が一人ゼミ当り一五人教えていれば、四五〇人位になります。それだけの人数をそれで押えているわけです。法律学科

の半分位になります。それから法職講座の方でも、特に中央大学出身の法曹会の先輩をお呼びしていろいろな特別講演会を開いて、知的な刺激を与えてもらうわけです。また、法職講座はどうしても大学教育の補完的な役割になりますので、授業があるときにはぶつからないように配慮して、夏休みに入ったときに、私法入門とか公法入門という集中的な形でっております。また体系的に基礎的な物の考え方を捕まえてもらいたいし、それが如何に大事かということを理解させるようにしています。そういう講座に参加してくれる学生の人数にしても、最初は二〇〇何人で最後は一〇〇人位に減ったようですが、それでもやはりそれだけ残ってくれて、その人達が全員合格してくれば、中大の合格者はもっと増えるわけです。そういう形でかなり物の考え方をきちんとか捕まえた法曹教育というものを法職講座ではしているはずで、それが、ある意味では予備校との対峙ということになるんじゃないかと思えます。法職の意義付けではないかと思っております

す。

**白河** どうも有難うございました。最後に中央大学出身合格者の実態ということについて、これは予め別に数字をどうこういうことを大学のほうにお願いを致しませんでしたけれども、感じとして、どんなふうに挿んでいらっしゃるのか、永井先生お願いします。

**永井** 昨日合格者に集まっていたいたんですが、そのときに中央大学の合格者全員の名簿を作りました。そこでの中央大学の合格者の一般的な傾向は、上が五八年か五九年位の卒業生で、下が六三年です。大体その幅にほとんどが入っています。例外はほとんどいませんでした。つまり卒業後六年位、二九才位の人が一番上の合格者です。例外はいるかも知れませんが。ということは、卒一ぐらいから段々合格して行ってその位にみんまなくなるといふことではないかと思いません。そういうことから言えば、他大学の分布状況ともほとんど一致してるんじゃないかと思えます。例えば、東大が在学生が多いといつても、特殊な在学生です

から、合格者の年令分布でいけば、ほとんど同じような年令分布になっております。その点は研修所のクラスの年令分布でも、今年あたりは東大と中大でほとんど差がなかったと聞いております。つまり、うちの特色というようなことはあまりないんじゃないか、これは各大学全部共通してそういう形になっているんじゃないかと思えます。

**高窪** 本当の現役というのは一、二名しか出ないんですけれども、最近はずいぶん増えて卒一から卒二までの比率が増えていると思えます。若い人がよく受かって祝賀会に出ています。もちろん何回もやってやると受かった方もかなりいますが、そんなに年はとっていない。平均すると、いま言われたようなことになると思えます。

**角田** 今回の司法試験改正案の中で、回数制限、年令制限という話が出てきたとき、中大が一番影響を受けるんじゃないかという声が出ておりました。ところが一昨日、今野昭昌先生から司法研修所のクラスの学生について統計を取ってみた

ら、大学による差はほとんどないんだというのを聞きました。私自身も何となくもっていた余断と偏見を打ち払うことができて、大変心強く思っています。また、大学の職員の人で司法試験の合格者の年令構成だと傾向だとかについて、一定の特徴が見られるかどうかを調べてみた人がいます。まだ一年か二年位しか対象にしていなかったから、はっきりしたことが言えるかどうか分らないという限定付きですが、それでもいくつかの特徴があるように思います。卒業年次をみると、卒一、卒二が非常に多いですね。それからずうっと落ちるんですけれども、今度は七、八年するとまた上がるんです。これは何だろるか。いろんな解釈の仕方があると思いますが、在学中の知識の量というのは、今の司法試験の現状を考えるとやっぱり足りない、卒業後一、二年という位のところで太刀打ちできる水準のところまで上がっていく、私はそう推測しております。ところが、その後で少なくなるのは何故なのか。今度は知識の量を一生懸命ため込みますと、情報公害

の波にもまれてかえって枝葉末節の知識ばかりをため込んで、幹はどこで枝はどこかというような、体系的な思考というのがなくなってしまう。そのことに気付いた段階で、今度は知識の量じゃなくて問題は考え方なんだということを実感したら、またまた合格者が増える。そういう傾向というのを現わしているんじゃないだろうかと思っております。

それからもう一つは、合格した人達の大学での成績がどうだったかということ調べてみた、これもまだ一年か二年位なものですからあんまり正確ではないんですが、調べてみますとやっぱり合格者の方がいいんです。大体Aの数がどうかといったパーセンテージを出しますが、一般の学生よりも多い。

それから、これは統計とはまた別の話ですが、今の中大の法学部では推薦入学の制度が採用されておりまして、付属と全国の指定校からの推薦を合計しますと、大体定員の四〇%近くはそれで埋まってしまう。比較的若い層で司法試験に受かった人達というのはこの推薦の中か

らが多いようです。そういうことを聞いております。それから入学後の中大生の勉強の仕方にもいろいろな変化があり、早くから予備校に通う人もいますし、司法試験を受けたという意欲のある人は一年のときから学研連の試験に応募をしてこちらに行きます。その意味で、学研連には司法試験の勉強をするために中大に入ったんだという人が集まっているという点では、今も昔も変わらないと言えるのではないかと思えます。

白河 どうも有難うございました。

## 六、司法試験改革運動の背景とその現状

野宮 それでは、今度はテーマが変わりましたので、伊井和彦先生に司会者をお願いすることに致します。伊井先生には学研連においても、意見書作成についていろいろと努力していただいております。よろしくお願い致します。

伊井 それではレジュメの「三、司法試験改革の大学法学教育に与える影響」という項目に入らさせていただきます。ま



ず、ご存知のように、今回司法試験改革試案というものが法務省から発表されました、その改革試案の内容についての議論は弁護士会等でも盛んにされておりますし、学研連でも意見書を発表されておるわけですが、本日はそういうところでされている議論を多少紹介しながら、今日のテーマは「大学教育と司法試験改革問題」でございますので、今回の改革の運動、あるいは改革がもし実行された場合に、それが今までいろいろお話に出きました大学法学教育との関連でどのような意味を持つてくるのかということを中心に進めていきたいと思っております。最初に、ある程度皆さんご存知かと思いますが、簡単に今までの経緯をご紹介します。まず「今回の改革運動の背景」について述べますと、これはもちろん法曹基本問題懇談会が意見書を発表しまして、

それが基になって起こってきたわけですが、実際のところ、今回の司法試験の具体的な改革、特に回数制限とか大学推薦制とかいう改革案の基になった背景にはどういふことがあるかということにつきまして、簡単にレジюмеにまとめておきました。これは法務省がいろいろなところに発表しております論文等で指摘していることでございます。第一に「合格者の高齢化」、今年の司法試験合格者発表の新聞記事を見ましたけれど、過去最高の平均二八・四四才であるということが非常に強調されて新聞にも掲載されています。

それからそれに伴い「受験期間の長期化」、かつては大体勉強を始めて二、三年で合格するのが普通であったのに、今はもう五、六年から七、八年かかるのが普通だと言われています。

それから「司法試験浪人の増大」、これも昔からあったことではあるんですけど、うけれども、司法試験受験者が増えるに従って、司法試験浪人が非常に増えている、それが一つの社会問題にもなっている

という指摘がされているわけです。

それから「若年者の試験離れ」、これは逆に司法試験が難しくなり過ぎて、若い人がこれではとうてい合格するのは無理なので最初から諦めてしまおうという傾向が出てきているんだというふうなことが法曹懇談会から指摘されています。

それから次の「検察官不足と優秀な人材の確保」という項目ですが、正面から論じられてはいないものの、一般的に言われているところでは、やはり今回の改革の動機には、検察官不足という問題がある。何故検察官不足という問題から司法試験改革ということになるかという点、要するに司法試験合格者が高齢化したことによつて検察官のなり手が少なくなつたと、若い合格者が増えれば検察官志望者も増えるんじゃないかという考え方があるということですよ。

それから「優秀な人材の確保」というのも、先程の若年者の試験離れと同じことになりましたけれども、かつて司法試験を目指した大学で優秀な成績を取つて者が、今では司法試験に来ずに他の分野

に行ってしまう。そういうことから法曹界にとつて優秀な人材を確保するために、今の現状を改革する必要があるんじゃないかということが一部で指摘されておりまして。

それから先程出ました「予備校の隆盛と大学法学教育の空洞化」、先程永井先生のお話にもありましたけれども、現実に司法試験受験生は、そのほとんどが何らかの形で司法試験予備校を利用してのが現状です。はつきり申し上げて大学の授業へ出るぐらいなら予備校へ行くという学生が増えていることも事実なんです。また学研連におきましても、かつては研究室に定席を与えられてそこで勉強するというパターンであったものが、今は定席を与えられても昼間は予備校に行っている受験生が増えています。そのために結局、司法試験受験生というのは、大学に籍は置いているけれども、実際には大学にはほとんど来てなくて予備校のほうへ行っているというような現象があつて、これはいけない、もっと大学と司法試験というものを結び付けなければい

けないというような意見が出てきているのです。

以上ご紹介したような理由から、今回の改革運動というのが出てきているのではないかと思うのですが、結局、結論として法務省が言っていることは、もう少し合格者の若返りを図りたいということ、言い方を変えれば、もう少し若い合格者の比率が増えるような形にしたいということなのです。それに対して、まず実際そういう現状があると皆さんお感じなのか、あるいは合格者の若返りをもっと図る必要性があるというふうに思われるのかどうか、ちょっとご意見を伺いたいと思います。どなたかご意見がございましたら是非お願いします。

永井　そういう現状があるかというお尋ねですけれども、合格者の高齢化とか受験期間の長期化、これは統計の示す通りであると言わざるを得ないだろうと思います、しかしながら、優秀な人材の確保という問題については、かなり疑念を持っているわけです。というのは、先程角田先生からもご紹介ありましたように、



うちの大学はここ二年ばかりコンピュータを駆使して、合格者の在学中の成績との関係だとか、高校との関係とか、そういうことを全部調べているわけです。そうしたところ、司法試験に合格する人はやはり大学の成績もかなり良いわけです。言い換えれば、大学の成績が良いほうに属さない人はあまり合格していない、合格する率が非常に悪くなる。そういう面ではうちの大学も優秀な人たちが合格していると思います。それから法務省の言う「優秀な人材」という問題ですけれども、研修所で試験をやりますと、例えば二回試験の場合若い人の方が成績がいい、若い人の方が優秀なんだということになる。しかし、修習生たちに意見を聞きますと、任官希望者は一生懸命勉強するから成績がいい、そして任官希望者には若い人が多いから、二回試験の成績だけ見ると若い人の方が優秀だと思えるかもしれないが、そのことだけをとって若い人イコール優秀だと捕らえるのはおかしい。そもそも法曹としての優秀さを二回試験の成績だけで判断するということ



自体問題ではないかという意見がかなり多いわけだ。ただ、気になりますのは、優秀な人材ということのもう一つの側面ですが、いわゆるリーガルマインドがないという批判です。法的なもの、基本的に考え方ができていないで受かってきているという批判、これはかなり気になる部分です。ただそれは統計的に若い人に多いのか、ある程度平均年齢位のところに行つて受かった人が多いのかというのはまだ分からないわけだ。下手をすれば若い人の方に多いのかもしれないのです。それなのに若返りを図るといふのは、そういった人をうんと作り出すことになつてしまいます。先程角田先生が言われたように、中央大学合格者の統計では、卒一、卒二でワッと合格するか、ちょっと中たるみがあつてまたワッと合格するわけです。それは先程角田先生のご指摘にありましたように、単なる知識ばかり追い求めて情報が多過ぎて收拾がつかなくなつたために合格しなくなるけれども、その知識の整理が済んで、ある程度法というものはこんなものなんだということ

が分かつたときに合格する、そういう意味では、リーガルマインドを掴み切つたときに合格するということがあるんじゃないかと思ひます。そうすると、「若い人イコールそういうリーガルマインドがある、平均年齢以上で合格した人にはリーガルマインドがない」という論法は、どうも統計的には現われないうてはないか、だからこの点の法曹界の意見についてはどうもあまり承服しかねると思ひつておきます。

**高窪** うちの大学に限らず、例えば、共通一次を通じて一流の国立大学にスムーズに合格して、ストレートで大学を出たという人達が、一般的に優秀なのかという点、社会に出てかえつていろいろ問題を起こしているわけだ。裁判官でも、どうもなかなか自判できない裁判官が出てきているとか聞いています。若くして社会に出たから非常に社会に役立つかという点、必ずしもそうではない。早く合格した人が優秀だという考え方はナンセンスな理解じゃないかと思うんです。確かに、企業や現代社会は若くて動

きの早い法律家を要求していると思うわけですが、それで本当に日本の法曹がよくなるのかという点、これはかなり問題じゃないかというように感ずるわけだ。いま永井教授の言われた、リーガルマインドの養成については、確かに大学教育の中でもなるべく早く石を投げてやつて、物を考える機会を与えてやることをもつとどんどんやらなければいけないと思ひます。リーガルマインドの養成を今意つているという言ひ方はできないと思ひますけれども、今よりもつとそういう方向へ目を向けていく必要がある。受験生としても、リーガルマインドを把握するのが早いほど確かに早く合格するわけですが、年齢が若いから法曹に適していることは言えない。「ヤングアイズベター」という論理だけで貫くのは、これは非常におかしいのじゃないかと思ひます。むしろ、社会経験の豊富な人、企業に入つて、ノーハウを体得しいろいろな経験を積んだ人、そういう人が法曹になることも社会にとつて非常に有益なことでしょう。人間社会が分からなければいい裁判も弁

護士もできないいではないかという気がいたします。

それから、今回の司法試験改革論は、

ざっくりぼらんに言わせていただくと、なるべく若い検察官を増やして、公務員体系に合わせたいというのが法務省の本音だと思えます。もちろん、いろいろと尾端が付いているわけですが、それならそれではっきり言ってくればいいのであって、任官奨励ならば、いろいろと他にもやり方があるということですね。特に問題だと思うのは、大学での法学教育が法曹教育に役に立っていないという言い方は、われわれとしては非常に不本意でありまして、受験教育だけが唯一の大学の機能じゃございません。高校までは詰め込みの受験教育で、いわゆる偏差値教育に追われてあまり物を考える暇がないわけですから、大学に入って初めてじっくり物考えさせようと思えばできることになるわけです。広く社会の法的问题に対して関心を喚起し、法的評価を養うという意味で、大学における法学教育の価値も十分にあり、またそれが大学

教育の主な任務だと思うのです。

### 七、検察官不足の実態と原因

伊井 いま検察官不足の問題に触れられたんですが、検察庁のほうから今日来られております中津川先生にも何かご発言いただきたいと思えます。

中津川 いま高窪先生が言われたとおり、司法試験の改正の問題はこれまでも水面下で検討されてきたようですが、これが昨年か頭在化してきたわけですが、これはこれはやっぱり任官者が少ないこと、特に検察官への任官希望者が少ない問題も、大きな原因の一つではないかと思えます。検察官不足は確かに現実であります。これは何とかしなければいけないということ、検察内部でも、いろいろと知恵をしぼっているわけがございます。例えば、昨年も今年も検察官任官者が少なかったのも、私もそうですけれども司法研修所の検察教官が皆頑張ったわけです。その結果、来年四月の検察官任官者は五〇数名と、ここ数年にない数になりました。ところが今度は裁判官への任官

希望者が少なくなり、このため最高裁では現在裁判官への任官者を増やすために非常に努力をしているという状況のようです。従って、この多くの任官者を得るための司法試験の改正の問題は、ますます現実味を帯びるだろうと思えます。じゃ実際にどういふことかと言いますと、いま高窪先生や永井先生が言われたように、若手だから任官希望が多いとか、あるいはリーガルマインドを備えているということになりますと、私の実務あるいは修習生にいろいろ教えた経験から、必ずしもそれは一致していないと思えます。若手の中には、エリート意識だけが強く、世間知らずで、社会に出て権力を持ったらどうなるのかと心配したくなるような者もおります。このような状況ですから、司法試験合格者約五〇〇人のうちで、民間企業に勤務して苦勞した結果社会正義の必要性を痛感している者とか、独身で任官に適していると思われる者など任官させたいと思う修習生は、一二〇〜一三〇人しかいないですね。その中でそれが任官するかといえますと、行動的な人は

やっばり弁護士さんになる希望が多いんです。それも特に、最近では涉外弁護士です。検察官と裁判官がこの一二〇〇〜一三〇〇人について、それぞれ勧誘合戦をしていたら、その間に涉外事務所へ引張られてしまうことになってしまふ。いま涉外事務所では若手の弁護士を二年間留学させますよということで一生涯懸命勧誘し、約三〇〇〜四〇〇人位を就職させています。これらの原因について、法曹懇では大学の学生に対する教育が良く機能していない結果ではないかと考えているようです。確かに刑事訴訟法やその講義では、裁判官や裁判所のことは出てきませんが、検察官のことはほとんど出ていないわけです。その一方で、大学で教育するときには、八海事件などの例を引いて検察官に対して批判的なことばかり講義するため、学生時代からアンチ検察官となり、修習生になっても検察官への任官者が少ないのではないかと考えられています。では、司法試験を仮りにうまく改正でき若手を多く合格させることができたとしても、それで任官者が増えるかどうか

については、今の検察官とか裁判官に対して若者が魅力を感じるかどうかにかかってくると思います。検察官は今でもリクルート問題で一生涯懸命努力しており、検事正、特捜部長から副部長、みんな新聞に出ています。これら活躍している人の多くは、中大出身者ですが、こういうふうには昼も夜も一生懸命働き、社会から注目されていても、それで今の若い者が満足をしているかという点、昔と違い現在ではそうではなくもっとスマートで派手なことをしたいと思っているようです。警察官僚は行政官で各方面で活躍してスマートであり、転勤族になるなら警察官なら良いが、検事みたいなのは泥臭いから嫌だと、裁判官も同じということになります。結局のところ、検察官や裁判官は職務の性質上確かに泥臭いところはありますが、日常の職務遂行の面までもう少し魅力あるものにしていかなければいけないと思います。結論は出ないんですけども、どうもそのようなことでございます。

それで法曹基本問題懇談会における検

討の結果ですが、任官者を多くさせるためなら、いま高窪先生が言われましたように、もっと率直に法曹三者にその方策について問い掛けたらよいのではないかという意見もあります。私が指導していた際、二八と三〇才位の人でもうちょっと給与が良かったら任官したい人が沢山いました。こういう人にもうちょっと手当をするようにすれば、任官者は増えるのではないかと思います。

**伊井** 大変率直な意見をありがとうございます。ありがとうございました。

**高窪** 私は、石を投げるつもりで、乱暴な発言をしたわけですが、大変率直に話していただいてありがとうございます。任官不足と言いますが、今度の土曜日に、郁法会の出身者で新郎も新婦も検事というカップルが結婚式を挙げるんですが、そういうのもちゃんといるんですね。任官して検事をやりたいと言ってます。だから、任官を促すような教育を大学でやってないとは言えないと思いますし、回数制限すれば任官者が増えるということもないのではないかと。今の若者は、一般

に生活条件や生活環境について、非常に現実的な価値観を持っていますから、年令よりも待遇改善でしょうね。それと、判検事の仕事を内容をもっとPRして学生を刺激することが大事だと思いますね。

## 八、「受験回数制限」案の目的と問題点

伊井 それでは、次に改革試案の問題点について、具体的に聞いていきたいと思っています。

ご存知のように今回の法務省の改革試案の目玉は「受験回数制限」です。内容はご存知だと思いますが、二三才未満はノーカウントで、二四才以上について三年で三回という形で、人事課長試案ではありますけれども出てきております。それからあと「大学推薦制」と「合格者の増加」、ただし合格者の増加については、受験回数制限及び大学推薦制の導入を前提とするという限定付の増加案になっているわけです。まず受験回数制限について、簡単に今までの議論をご紹介させていただきますと、いま弁護士会などで反対論が

非常に強いのは、一つには司法試験の目的・性格からの疑問です。いわゆる資格試験であること、あるいは法曹適格の判定試験であるというところから、果たしてそういう年令的なもので考えていいんだろうか、そもそも法曹適格というものに若さは関係あるんだらうかという形の疑問が出されています。それから法務省が指摘するところでは、欧米諸国の司法試験では全て回数制限が実施されていると言いますが、その欧米諸国の司法試験の合格率は大体六〇%から七〇%で、そういう合格率の中での回数制限なのです。これに対してわが国の司法試験は、現状は合格率二%、仮りに合格者数を法務省の案のように増加してもせいぜい四五%までしか行かないだらうと言われております。そういう合格率の中で、三年三回という形の回数制限を行なうことが、すなわちその回数内で合格しない人には法曹資格がないと決め付けることが、果たして合理性があるのかという疑問があります。それから、そもそも回数制限を実施しても合格者の若返りを本当に図れ

るのか、ただ単に受験手控えをする人が増えたり、若い人が以上に試験離れしてしまい、かえって高齢化するんじゃないかという疑問も提起されております。ついでに言わせていただきますと、大学との関係では、ただでさえ今は若い人の司法試験離れが起きているのに、回数制限をすることによってかえって若い人が離れていくんではないか、あるいはそれでも司法試験を受けようとする人は、そういう回数の制限がある以上、なるべく早く合格したいということで、より速効性のある受験機関を求めて予備校にまします行ってしまうのじゃないかという疑問、そういう場合に大学は果たしてそれに対応していけるのかということも問題とされているわけです。これらの疑問点について、またご意見を伺えればと思います。まず、いわゆる司法試験の性格からの疑問といったものについては、どのようなご意見をお持ちになりますか。

中津 いみじくも先程中津川先生がご指摘になったように、やっぱり法曹三者の人口構成とかバランスというものが欠け



てきたところから、若い者を探るための回数制限というような案が出されてきたのであって、一番大事なことは、裁判官にしる検察官にしる弁護士にしる、適正な数が確保されるということがなければならぬ。回数制限が言われているのは、もしかして回数制限をして合格者の若返りをすれば裁判官・検察官が確保できるのではないかという希望のもとに、そのような案が出されているのではないかと私も思います。

それでは、仮りに回数制限をして若い者は増えた、でもやはり裁判官・検察官のなり手は増えなかったということになると、結局、その次には、分離修習ということで、養成制度そのものを裁判官、検察官、弁護士それぞれ別な入口から育てようということになると思います。職務を受け継ぐ若い人がいなければその組

織は潰れてしまいうわけですから、当然そうならざるを得ないわけです。それでそこへの一步前の実験的なこととして、回数制限が言われているんじゃないかという気がするわけです。だから私どもも、理念的な反対は当然ですけれども、理念的な反対だけを言うんではなくて、考えなければならぬのは、どうすれば裁判官・検察官を確保できるのか、それについてみんなが知恵を出さないと司法試験改革ひいて回数制限というようなことも阻止できないんじゃないかと思っっているんですけれどね。

**伊井** 飯田先生は如何ですか。

**飯田** 私も、回数制限に理念的に反対を唱えるだけでは解決しない問題だという点では、中津先生と同じような考え方でございます。私も実はこの問題を白河先生と一緒に考えたことがあるんですが、私はただ回数制限の反対を唱えるだけでは、統一試験・統一修習の廃止という問題にやはりぶつかってしまおうのではないかと気がします。私どもは当然、分離試験・分離修習はまずいという前提か

ら考えているわけです。ところで、回数制限をした場合に、合格者の若返りを図れるかという点については、疑問視する意見もあり、また効果はあるだろうという意見もあります。一弁の場合は効果があるのではないかという人のほうが若干多かつたような感じがします。そして、もし効果があるのであれば、実験的にやってみるのも、分離修習を避けるためにはやむを得ないんじゃないかという意見が出ました。私ども一弁では、回数制限やむ無しとした場合でも五、六回位にする、そしてもう一回再度受験のチャンスを与えることと、法律を時限立法的なものにしまして、五年ないし一〇年後に必ず効果の見直しをするというような条件付きで、一回実験的にやってみたらどうかという結論になっていたわけです。私自身も、果して効果があるのかなと思いはながらも、分離修習を阻止するためにはやむを得ないかなと考えております。

**中津** もう一点補足させていただきたいんですが、私が申し上げましたのは、例えば、合格年令が仮に二八だ三〇だと

っても、要するに裁判官・検察官がきちんと確保されていれば、あまりこういう問題は出てこなかっただろうと思います。それが確保されていないところに問題があるわけですから、そこを工夫しなければいけないわけで、今回の議論を考えるときには、どういう工夫をしたらいいか考えるべきなのです。今度裁判所のほうで、弁護士二〇年以上の経験者を裁判官に採用する、その場合に現在住んでおる住所から転居しないで通える範囲内の裁判所に配属して生活に差支えないようにするということを言われておりますが、それと同じようなことでございまして、例えば、三〇才で検察官になれる方が、ストレートで来て二四、二五才でなる方と、多少年齢による給与の差があるんでしょうか。

**中津川** そういった工夫をして、三〇才で検察官になられた人がいた場合に、もう六年検察官として経験をしてる人と同一のところにはすぐ持っていけないにしても、例えば、少なくとも半分ぐらいのところまでは持っていってあげて、あとは能力を見ながら、一〇年位経ったら現役で検察官になった方と同じ位の給与体系に持っていけるような、何かそういう制度的な工夫をすればやっていけるんじゃないかという気がするんですね。そういう工夫をすることが先決なのであって、今にわかに回数制限をやつて、人為的に若返りを図るということは、ちょっと拙速に過ぎるのじゃないかというのが基本的に私の考え方なんです。

**飯田** 若い合格者が検察官あるいは裁判官を志望するかどうかという点に關しましては、私は弁護士会の修習幹事をやっているんですけども、弁護士会と検察庁と裁判所の合同での話合いの場があり、その中で裁判官の方が、自分たちが欲しいと思つてた人が渉外事務所に行つてしまふと言つておられました。私も弁護士会でも同様で、渉外事務所に行く人が多過ぎて、なかなか一般の小規模の事務所若し弁護士を採れないという問題で悩みを抱えておるわけです。私も日頃考へていることと同じことを裁判官の方が言われて、私もハッと思つたわけです。合格者が若返りするかどうかが問題と、若い合格者が任官を志望するかどうかという点に關しては、多少問題があるだろうと思つて、検察官をもつと魅力のある職業にすることを考へていかなければならないわけです。これからの二一世紀を展望した場合には、法秩序の維持ということが非常に重要なことであつて、検察について言えば、最近の国際化、特に東南アジアとかの若い人達に非常に犯罪が増えつつある、犯罪が多様化しているという状況下で、警察もそうでしょうけれども、検察官の役割というのは非常に大事であり、その数を増加させることも非常に重要だと常々私は思つてゐるわけです。

**伊井** 回数制限という制度の是非については、皆さんそれぞれご意見をお持ちだ

と思います。もう少しいろいろな方のご意見を伺いたいと思います。荻原先生如何ですか。



**荻原** この回数制限の基本的なねらいは、多分若返りを図り若年化を図りたいということになるだろうと思います。このレジュメの箇所に合格者の若返りが本当に必要なかというテーマがありますが、一般論として、若年者のほうが高齢者よりも可塑性に富んでいるということは言えるんだらうと思います。そういう意味で世の中が複雑多様な時代に入ってきて、特に国際化なんてことなってくると、可塑性に富んだ法曹を育てないと、対応力が落ちてしまうのではないかと、いろいろな考え方が基本にあつて、法曹懇の考え方はなんかはしきりにそういうことが出てきております。そういうあたりを回数制限と結び付けて、いわば理論的な背景に目

を向けるというふうに私は理解をしています。

それから、受験期間が長期化して浪生が非常に増えてきたという現実、しかもその間ほとんど就職をしていない、まさに受験のためだけにずっと長い期間勉強をしなければならぬ。そういう意味で、非常に社会性の欠落という点が指摘されています。しかし、そういう観点から言うならば、若者は若者なりに社会性が不足なのだと思います。これは社会経験ということですが、そういう部分から非難をしてみても、それは若年者、高齢者という形ではあまり違いはないと思います。ただ、若い人が社会性がないということが言われるのは、他の分野の世代と比べて、法曹界のほうは受験勉強に非常に長い期間費してきて、その期間の社会勉強が乏しいから、他の分野と比較した場合に社会性に問題があるというような比較論で指摘されているわけです。もともと、これはまた一つ観点が違うんですが、今のように大変法律制度が複雑になってきて、学説、判例等の集積が多くなってく

ると、果たして専門実務家として勉強するのにわずかの期間で足りるんだらうか、専門性という分野でもやっぱりこの問題を考えてみななければいけないと思います。そんなふうと考えてくると、いま言われている議論が何となくあまり噛み合わないで進んでいくのではないかと、いろいろな杞憂を持つわけです。先程から実際論としてのご意見が沢山出ましたけれど、例えば任官者が減ってきているという理由の中には、ある程度の高齢者の中で、例えば検事になりたい、裁判官になりたいという希望を持つ人があっても、処遇の上でもう現実に選択できないという場面があることも事実です。そういう面から見れば、やはり先程もご意見が出ていたように、この問題をただ回数制限というような機械的な議論ではなくて、もっといろんな角度の中から、多角的な検討をしていかないと、回数制限の効果だけに目を向けて議論してもなかなか噛み合わないだらうと、こんなふうにも感じております。

**伊井** 市川先生如何でございますか。



### 市川 一般的な考え方としては萩原先生

と同じでございますけれども、今回の改革問題の背景の中に、先程中津川先生がおっしゃったように、検察官不足というようなことが指摘されておりますが、私も研修所で五年から五八年まで教官をしておりましたので、検察官不足というのが今回の改革問題の原因の一つであると思います。その原因は、例えば、四〇才の方が任官したいというのを拒否するというのもその一つではないかと思うのです。そういうことが今でもあるかどうかは中津川先生にお尋ねしたいと思うんですが、確か私が教官をしていた当時は、事実上そういうことを修習生から聞いております。私は何才だから採用してもらえないということを聞いておりますので、もしそういうことが内規としてございますようでしたら、それらを開放しては如

何かと思います。私が七期で卒業した當時も確か年令制限はあったんです。当時たまたま七期の三六才の方が引ッ掛かりまして、いろいろごたごたして、最後に釧路ならばよろしいということになりましたが、恐らく今でもあるんじゃないでしょうか。結局、裏を返せば役所でございますので人事構成という問題で、例えば、早ければ二四才で任官できる人がお

年令制限はないと思います。検察官の場合も年令制限はありません。昨年三九才で任官した人がおります。ただ、こういう場合にも、二五才で任官する者と給与は同じですので、非常に気の毒です。

って、遅い方は三一才になるわけでございますけれども、そうしますと同じ部署で逆さまの人事が行われる場合も出てくるわけで、それはできないということですね。これは会社でも同じことで、大学を留年しているとちょっと採用に引ッ掛かります。しかし、法曹界の場合にはそういうようなことを開放していただいて、等しく希望される方は採用するという方法をお取りになったら、検察官不足も無くなるのではないかと思うのです。中津川先生、如何でしょうか。

なお、現在任官者獲得方策として、待遇改善の一方策ともいうべきものとして、本俸以外に調整手当というのがあるんです。これは弁護士さんの初任給とアンパランスにならないようにとの配慮から、大体いま新任の基本給、検察官だと二〇級ですけれども、これに調整手当を付けて、初任給は月約二七万円になるのです。この給与及び調整手当については毎年大蔵省に折衝してこの額を上げるようにお願いしているわけです。このような状況ですから、高齢者が任官する場合には、行政職と同様に給与をもう少しプラスしてくれればいいと思うのですけれどもね。

市川 もう一つお尋ねして恐縮なんですが、年令の上の人はやや個性化してしまっていて、個性が強過ぎるという点があると思うんです。これは会社にもございますが、



特に三〇才位になりますと、自分個人の考え方が定着してしましまして、純粹培養で卒業してすぐ来た者とは異質なものがあるといふうに聞いているんですが、そのへんのところは中津川先生、如何ですか。

中津川 私の指導していた頃の経験だと、やはり若い人は確かに柔軟性があります。ある程度年を取ってくると、自分の個性というものがはっきりしてきますので、やはり任官という組織に入る場合には、そのへんがちょっと難しいところもないわけではないんです。それは人にもよりますです。



柳沢 それについては非常に複雑ですがいろいろな面から多様な批判を受けるわけですね。制度は必ずいい面と悪い面を備えていると思います。それで様々な議論がなされるわけです。先程藤井先生が

申された中大法曹会の意見書を出しましたが、その基本はここにおいての若い先生方がまとめたものです。この点は、理念の面と実質の面を分けて考えないとおかしなことになるのではないかと思えます。例えば理念としては法曹適格とは何か、若返りがいいのかどうかということなどです。これは先程言われたことですけれども、若返りについては世の中の一般的な常識を批判しても致し方がないのではないのでしょうか。今回のレジュメに回数制限のところ、「現在の試験の現状（合格率等）においてそのような受験資格制限を行うことの合理性」と書かれています。あくまで認められることは前提としなければならぬと思います。そのうえでいくつかの点に疑問が生ずるわけです。受験者には在學生と卒業生があります。在學生の立場から論ずる場合と卒業生のそれとは自ずから異なっています。

それから受験資格制限の目的がどこにあるのかという点が重要で、実際に検察官あるいは裁判官の不足ということが

どの程度であるのかそこをはっきり捕らえることが必要であると思えます。その目的をどう考え、それに対する手段が適当であるのかどうか、目的合理性があるのかどうか問題であると思えます。

この問題は、受験生の方から不合格に對する疑問が生じてくると思えます。いくつかの問題点の指摘がありますが、最近の司法試験の合格率が二%以下の現状において受験資格の制限が適当か否かということになりますと、これはあくまで疑問です。二%以下の合格率であるのに、不合格者に対して二回、三回あるいは五回まで受けさせてその後は受けさせないということは合理的な判断では結論が出ない問題であると思えます。

そこで中大法曹会では、いずれにしても三回制限に対しては反対であるという意見を出しているわけです。

次に中大法曹会は、予備的な意見を付け加えた点が学研連の意見と違っています。どうしてもやむを得ない場合には、五ないし六回程度が最低限度であるというものです。これ以上制限するようであ

ったなら問題です。これは先程飯田先生がお話になった一弁の意見と大体同じに なっているかと思えます。

それから中大法曹会の意見は、合格者を増加することを前提にしています。その程度は約七〇〇名までということですが、その数が適当であるかどうかということ はまた別の観点から問題になると思いま す。

法曹懇では、社会のニーズに答えてい ないと指摘されていますけれども、とに かく合格者を増やすことは、若し実際に その必要があれば増やせばいいことだす が、その必要性については疑問がありま す。

現在の司法研修所の設備は、少し手を 加えればあと一〇〇名から二〇〇名程度 は養成できるのではないかと思います。

しかし合格者を増やすことについては、 いくつかの地方の弁護士会は絶対反対で す。いずれにしても現状からいって、合 格者を著しく増やすことについての合理 性は認められないと思います。制度改革 の問題ですから態度決定の問題であると

感じています。ちょっと感想だけを述べ させていただきました。

藤井 西ドイツの先例なんかも当たって しょう。

柳沢 ええ、もちろん当りました。ここ は回数制限をしていますが、その結果必 ずしも若返りしてないようです。

伊井 それでは、最近までわりと受験生 に近い立場にあられて、今でも受験生を 教える立場にあられる比較的若い期の先 生方にもご意見を伺いたいと思います。 中村先生、如何でしょうか。



中村 私は、回数制限をすることによっ て若い人を採ろうとするのもいいんです が、その場合若い人をだれが必要として いるのかという観点が抜けてると思うん です。弁護士になるのであれば若い人で なくてもいいんです。私も合格したのは 三六才ですし、合格まで一二年やってま

した。だけど私はいま弁護士やっていて、 「長々やっていて良かったな」、「弁護士 が合ってるな」、「私の依頼者は幸せだな」

(笑い)と思っております。いま刑事の 否認事件で無罪を取ろうと思っ一生涯懸 命駆けずり回っておりますが、これが若 い人だったら本当にここまで熱心によっ てくれるかなと思います。これは長々や った人だから締めないんですね。ねばり 強くコッコツと調べてよくやってくれる わけですね。若い人は合理的に物事を判 断しますから、時間がもったいないとい うことで、この程度でやめちゃおうとい う解決をしがちです。私も五年位いろん な弁護士を見ていて、若い人がやっぱり 早くやって拙劣な弁護をするというのも 見えておりますので、そういうところを見 ると、果たして若い人が弁護士にとって 必要なのかなというところに疑問を感じ ております。

ただ、検察官、裁判官については、他 の官庁との釣合いがあるので若い人が必 要なのかなとは思っております。例えば、 検察官に任官される方は大学を卒業して

直ぐ合格しても二年の修習があるわけですから、他の官庁と違って二年遅れるわけです。その上に司法試験は難しいですから何年も不合格になっていると、他のキャリアと検察官の任官組と比べたら年令が全然離れてしまい、バランスが取れなくなります。しかし、最近私は、やはりバランス論だけでは割り切れないんじゃないかなと思っております。私は弁護士です。法曹一元という制度を良いものだと思っております。法曹一元を採っているアメリカでは検察官が弁護士の中から選ばれていくわけです。そうすると、検察官になる年令というのは、ある一定の年令にならないとなれないわけです。裁判官においてもわかりです。私もニューヨークの弁護士と以前話をしたことがあるんですが、ニューヨークでは裁判官で三〇才以下の裁判官はいないというところでした。要するに、アメリカでは裁判官というのは一定の年令にならないとなれないのに、日本の裁判官というのは二四才位の若い裁判官が法廷に立っているが、これはおかしいんじゃないかと言わ

れたことがあるんです。弁護士をやった依頼者といろんな苦勞を経験した人が、この人だったら検察官になってもいい、この人だったら裁判官になってもいいと選ばれて行って行くというのが法曹一元の趣旨だと思わんですが、最近の若返りのために回数制限をしようという議論は、この法曹一元の趣旨にも反するという感じがあります。結局、私としては、回数制限には、絶対反対であり、年取った人でもいいんじゃないかという考えです。

もし現在の制度で若い検察官が採れないというのであれば、私は二つのことを改善すればいいのではないかと思っております。一つは、やはり検察官には「正義の実現」という検察官の理想があると申すのです。この「正義の実現」という理想を現在の検察庁が実行すること及び大学教育の場で植え付けることが大切だと考えます。もう一つは、待遇改善だと思ふのです。先程から議論がありますけれど、結局、お金の問題なんです。最近若手が渉外事務所へ流れて行くというの

は、先程も中津川検察官が言われたように、初任給が四五万円、ボーナスを合わせて年間約八〇〇万円位を弁護士に成り立ての人に払っているという現実にあるのです。それじゃ検察庁へ行くはずないですよ。検察庁は初任給は幾らですか。

**中津川** 調整手当を入れて月額二七万円位です。

**中村** それじゃ行くはずがないです。若手の会合で、一番新しい若手がどういふことを言っているかというと、「今の研修所を卒業する人は、待遇が如何にいいかということしか考えていない。検察官不足を無くするための一番いい方法は、給料を現在の二倍にすることだ。二倍にすれば検察官不足なんか無くなりますよ。」ということなのです。この点にもよく耳を傾けないと、果たしてここで回数制限をやったはいいいけれど、結局、弁護士ばかりというような状態になると思ふんです。またそういう意味でも、私は回数制限に絶対反対だという立場を取っています。

## 九、回数制限が大学法学教育に与える

### 影響と弊害

伊井 ありがとうございます。この問題についてはそれぞれいろいろご意見があると思うんですが、ちょっとテーマをしばらくしていただきます。

先程申しましたように、回数制限が受験生と大学法学教育に与える影響と弊害という観点、もちろん推測にしか過ぎないかも知れませんが、その点で少しご意見をお伺いしたいと思います。まず三九期の若い先生方がいらっしゃるのですが、実際のほうに思われるか、寺本先生からお願いします。

寺本 私は、今でも受験生とか後輩の面倒を見ているんですが、受験生に回数制限の話をする時、たとえ三回に制限されても、その前に合格するんじゃないかと言います。これは勉強をしていなければいけないほど大体そういう自信があるようですが。(笑)しかし、実際導入されて、二回までやって、あと一回ということになると、かなり深刻だと思う

んです。受験を開始する人に、どういう意見でいるかよく聞くんですが、やはり三年から五年位では何とか通ろうと思っ  
て皆さん始められるようです。実際はそううまくいかないことは私も経験しているところですよ。ですから、三回やって駄目なら止めようと内心では思っている人が多いようです。受験離れということが言われていますが、それは違うんじゃないかと思えます。ただ三回で合格しなかったときに、悔しくて悔しくて諦め切れない人が出ることは推測されるところでして、やはり単純に回数制限をすることには疑問を持っています。

また、皆さん予備校に通うのではないかとこのことを言っておりますが、受験生にとって、どこに行くかは別として、三年間で一番うまく合格する方法を求めるといのは当り前のことでして、例えば、中大の法職講座がそれに応え得るものであれば中大の法職講座に集まるであろうし、予備校が最適であると判断すれば予備校に集中するわけです。現状は大学教育だけでは限界があると言われてい

ますから、予備校にかなり集中しており、そういう傾向が強くなってくるのは当然だろうと、私は思っています。

次に、実際に三年で確実に合格するの  
かと言われますと、先程からのお話のように合格率が二%ですから、要するに〇〇〇人の人が三年やれば半分は落ちるわけですよ。三年であれば一五〇〇人です、ですから三〇〇〇人やって、やってみれば半分は落ちるということです。

このような合格率では、どんなにいいカリキュラムを取ったとしても運が悪ければ落ちるわけですから、教える側はできるだけうまく合格させるというか、理解を早める方向で教えるのであろうし、やる側には発破を掛けるしかないという気がしております。ただ予備校では、例えば一年で合格だとか二年で合格だなどと言っているようですが、実際それに乗っかってうまくいかどうか分からない、現状としてはやる気になったらトコトンやるしかないしと言えないんじゃないかと、私はそう思っております。

永井 大学にいる者として、この回数制

限に対してかなり危惧を持つてゐるわけではすけれども、例えば、今の意見でも三年三回制が採られたら、それで駄目になる学生が一五〇〇人出るといふ話でした。実際には、もっと出ると思ひますけれども、その学生にどこへ行けといふのか。それは大学としては私たちの責任です。三回受験させておいて、それで駄目な場合はもう野となれ山となれと、それはとても大学としてはできない。ですから三回終わった後、はつきり言うところへ進むべきか全くわからない。その後で公務員試験を受けると言つても、今は公務員試験でもかなり年令制限が出てきていますし、更に実際の採用となるとより厳しくなる。あとは司法書士とか何か他の道へ行けといふことになるんですが、それだつてかなり厳しいんです。いわば三回終わったときに野たれ死にさせるようなことはできない。そうすると大学の教員としては、四年のときの就職にかなり割り当てていかざるを得ない。実際は三回制限を採られたらほとんど在学中でやめろといふことです。それまでに受からな

ければですね。又は留年一年位にやつと就職がある程度できるかなといふことです。といふことは、三回制限を採るといふのは、事実上現役時代に受からなければならぬわけですね。そういう難しい選択を余儀なくされるわけですね。その点で大学のほうとしては反対であるといふ意見が強いわけですね。

**高窪** 早期合格については、現在でも、三回から五回受けて駄目ならあんまり年取る前に自分の針路を変えろといふ指導はしております。現実の問題として、大體卒業一年までですと、留年しても超一流企業に入れるんです。マスコミなどでは年令制限も採っていないところもある。現状でもそうなんです。時代が良すぎた学生が一般に、安易な方向を求めやうといふわけですね。先程寺本先生がおっしゃつたように、やる気のあるやつにとつては、事態はあまり変わりが無いような気がするんですけれども、一般的にとことん苦勞してやる気がないんです。やる気の無いところへもつてきて、制度改革で回数制限をとるといふことになる、それじ

や不安定だからNTTでも受けますかといふようなことになる(笑)。恐らく、回数制限は試験離れを促進するといふ効果を伴いますね。もし、そうならないようにやる気のある人に頑張ってもらつていふと、いま永井君が言われたように、大学は出たけれど行きどころがなくなつてしまひ、有能な人材がどんどん潰れちゃうことになつて、大学としても教育責任が果せないのですね。

それから、もう一つ重要な問題は、われわれはいままで何十年の間、司法試験をあくまで資格試験と心得て教育をしてきたわけですね。採用試験とは毛頭思つていないわけですね。国家公務員試験の場合は採用試験ですから、それなりの指導を致します。ところが、今度の発想といふのは、比喩的に言えば、資格試験の一角を崩して、採用試験化するといふ感じを受けるんです。うわさでは、判検事は国家公務員に一化するという考え方もあるといふことで、これは法曹一元の一角を崩すといふことで重大問題です。三権分立の原則に反するといふ憲法上の

問題もありますが、法曹一元化の期待を断ち切る方向のもので、そういう発想が入っている改革案は、法曹界としても、非常に強く反対されるべきではないかと思われます。大学としては、実質的に資格試験ではなくてくるということになれば、指導体制を全面的に変えなければいけないわけです。極端に言えば、大学に入る前から予備校を作って、採用に備えてのガイダンスをやる必要が出てくるかも知れませんね。そういう大きな危惧を持っています。司法試験改革案に対しては、外間学部長の名前で二度ほど意見書が出ていますが、回数制限には、中央大学はまったく反対なんです。どうも法務省のほうでは、一部有力な好意的意見が出ているとして、中央大学に期待しておられるようなんです。中央大学の意見書には、もししょうがなく回数制限を認めるとしても五、六回だろうと書いてあるんで、そういう条件付きで中央大学は賛成なんだと、法務省では見ていて、そういう意見で賛成の方の数に入っているらしいんですね。これは非常に心外で

ありまして、学部の見解としては、合格者数の枠が大幅に増え、西ドイツのように、あるいは医師国家試験のような試験になれば回数制限もしょうがない、そうじゃない限りは回数制限はよくないんじゃないかという意見が圧倒的に多いわけです。その点、この機会に、誤解を徹底的に払拭しておきたいと思えます。一番、法務省に分かって欲しいのですけれどもね。

**伊井** ただいまの点は私もお聞きしたいなと思っていたんですが、確かに法務省が発表した大学別の意見集の中で、如何にも中央大学だと分かる意見として、条件付で五、六回という意見が強調されているところがあるんですね。今日の意見の中でも、三回は厳しいけれども、五、六回の回数制限ならばやむを得ないという意見もあったようですが、大学側としてはそのような考え方についてはどういうふうにお考えですか。

**角田** 今回の法曹懇には、大学からのメンバーも入っていらっしやいますが、全員が個人の資格で参加し発言していらっ

しやる。そのために、回数制限や大学推薦制について基本的に賛成であるとの意見を表明し、後で大学に持って帰って議論をしたら反対意見が多かった、ということもあったと聞いています。私たちのところでは比較的早い段階から、法学教育に及ぼす影響が大きいことから、法律科目の専門担当者の会議で議論をしてまいりました。そこで議論をとりまとめたい意見書を二度ほど法学部長の名前を出しておきます。法務省の意図が本当のところはどこにあるのかといった問題は、大学の中にある我々には情報がないものですから、何とも言えません。しかし、少なくとも今回の改正試案によって、法学教育にどういった影響があるか、その観点で我々の考える立脚点じゃないかというところで、大変まじめに議論を致しました。そうしますと、法務省の抱えている危惧といえますか、現状に対する困惑については共感できるところもある。それはどこかと言いますと、法学教育と実務法曹の間をもっと近づけなければならぬという点です。現状では、双方の間に

予備校が非常に大きく介在している。早い段階から、大学の授業に出ないで予備校に行っている学生は中大でも現実にはまずし、増加しているといつてよいと思ひます。そういう勉強の仕方では合格してきた人達がそのまま実務家になっていくことは、決して好ましいことではない、もっと大学に引き戻して欲しい、今回の法務省の提案の中には、そういった形で大学にホールを投げて、もっと考えてもらいたいという意味も含まれている、そういう受け止め方を致しました。

今回の改革試案がそのまま実施されたら、大学の教育にどういふ影響を及ぼすかという点については、先程永井先生と高窪先生がおっしゃった通りですが、実は大学の教育そのものについても、いろいろ考えなければいけないところがあるのも事実です。まず第一は、現在の学部

それは法職というより大学院のあり方を考える問題かも知れません。大学院を今まで研究者養成ということだけにしぼってきて、実務と理論との掛橋というのが、極端に言うところ欠けていた。日本の大学院というのは何をやるかというところ、みんな外国法、しかもヨーロッパとアメリカ法を中心に勉強していて、日本の実務とか日本の法とかというのはみんなどこかに置いて行って余り関心がなかった。いたいそれで良いのかという意味で、もしロースクールということがあり得るとすれば、それは大学院教育の中で、高度職業人養成を考えたらどうかということになるのではないかと思ひます。あるいは大学院ではなく、四年間の学部の上にと一年の法律家志望コースを作つたらという意見もあり得るかも知れませんが、

そうですが、それはともかく、法律家の役割について学生が話を聞くのは、法職のシンポジウムのとときに中大OBの方にお願いしたい話をしていたらどうかと思ひますが、恐らく唯一の機会なのかも知れません。私達労働法では、OBの経営側法曹と労働側弁護士の方にお願ひし、まして、労働裁判というテーマで一年間リレー方式の講義をお願いしています。司法試験に直接結び付かないと、中大の中の法律を勉強している学生はあまり見向きとしない傾向があるものですから、必ずしも受講生は多くないのが残念なのですが。大学の教育も含めて、生きた社会とか法曹の役割とかというものを取り入れていく努力を、これからもっと考えていかなければならないと思ひつてゐるので、それで、いずれにしましても我々のほうにも考える問題が多いのです。そういう意味で、あまりにも性急な司法試験制度の改正によって、我々の努力を崩さないで欲しいと思ひつてゐますし、意見書の中で強調している重要な点です。

それから先程お二人の先生から出てお

りましたように、回数制限が大学の教育に及ぼす悪影響を考えて欲しいと思つています。私自身は、予備校にある時期行くというところは非常に大事なことで、合格寸前のところでまとめ方はどうしたらよいかとか、知識の整理がもう一步という受験生にとっては、大学受験の予備校と一緒に役に立つと思つています。しかし、もっと法曹としての基本的な素質を養つたり、基礎的な勉強をじっくりやらしてもらわなければならない時機があるはずですし、また、法哲学や法思想、あるいは法社会学のような基礎法の分野も重要でしょう。そういう科目は大学でしか学べない、そこが予備校と違うところなんだという、そのことを法務省に対する意見書でも強調致しました。それを奪つてしまうような回数制限では困る、基本的には回数制限、年令制限に繋るようなことは反対であるというのが、我々の意見でした。そのうえで、回数制限というのはその回数内で合格しなければ法曹適格がないということの意味するのではないか、そうだとすれば、どんなに譲歩し

てみても合格者数の飛躍的増大とともに、平均的な受験生の平均的な合格までの受験回数が保障されなければ困る、少なくとも卒業してから五、六回という回数も維持して欲しいということを意見書の中で強調致しました。法務省の方は、二四才未満は二回カウントしないということになればそれから連続三回を合計すれば五回になるから、結果的には変わらないじゃないかとおっしゃったんですけれども、我々の意見はそういう趣旨ではなくて、大学の授業を終わって本格的に始めるという段階から五回ないし六回を保障して欲しいんだということを申し上げました。

もちろんこれは最大公約数の意見で、その他にも、いや、回数制限はいいんだという方もいらっしゃいます。それは就職状況が非常によくなくて、大学を卒業してすぐ商社員とか、いろんなところに就職できるようになった、場合によってはそこから外国へ留学させてくれる、アメリカのロースクールに入って資格を取るほうがもっとたやすい、いろいろな選

択の余地が非常に広がっている。それ自体は悪いことじゃないんですけども、中大で優秀な層は、司法試験を受けなさいというふうに一方通行でなくなったことは確かなんです。そういう現状から考えてみると、回数制限はそんな学生を司法試験の道に引き戻すことにプラスに働くのじゃないかというのが、賛成の方の理由付けです。私自身は、この見通しは疑問だと思ひますが。

もう一つ、回数制限に関して中大に特別の事情があるのは、通信教育卒業生の合格者です。夜間部から合格者がほとんど出なくなつてしまつたと言いましたけれども、一度他の大学を出てから、学士入学で通教に入学する場合には、法律科目だけ取ればいいものですから、そうやって通教に移つてきて、そこで勉強をして司法試験に受かるという方がいらっしゃるんです。そういう社会経験を経て法曹の道を選びたいという人達に道を閉ざすことはして欲しくないと思つています。いずれにせよ、いろいろな考え方があって、そういうニュアンスを考えなが



らこの意見書がまとまったんだとご理解  
いただきたいと思えます。

柳沢 それに関連して、将来の見通しの  
問題がありますのでちょっとお伺いした  
いのですが、高窪先生のお話ですと、先  
程法職のほうで今度駿河台記念館のほう  
にロースクールの納めが・・・

高窪 いえ、ロースクールを作るとい  
うんじゃない、ロースクールのなやり方  
を目標してということをしてきればやりた  
いということなんです。

柳沢 これはやればできることじゃない  
かと思えます。今の角田先生のお話です  
と、それは大学院でやることでそちらで  
は無理だろうというお話がありましたので  
すね。それから一〇年位前に学研連では  
意見書を出してありますが、いわゆる東  
大型と京大型の問題があります。東大型  
はコースを分けて、司法官向けの教育を  
しているということ。今のお話の中  
で、法職でやるのか、大学院でできるの  
か、もう一つは先程のお話の中で京大型  
を選んで必ずしも合格者は減らない、  
今年を増えたじゃないかという話が出て

います。かつてはそれは学部内で相当の  
議論があったということですが、現在で  
はそれが落ち着いているというふうには  
歴史的に理解して見ます。先程来のお  
話ですと、一般の会社に行く人達も大勢  
いるのであるから、全部司法試験向きの  
教育はできないというような否定的なお  
話を伺っているわけなんです、その点  
について法学部で工夫はできないのでし  
ょうか。もう少し集中的に司法試験向き  
に民訴でも刑訴でも商法でも勉強させる  
ようにですね。

外間 先程、現在カリキュラムにはい  
ろいろ問題があると申し上げましたが、具  
体的にどういことが問題点なのかにつ  
いては言及しませんでした。その点をこ  
紹介しながらお話ししたいと思います、  
一つは、先程話題に出ておりました法学  
という科目が、法律学科の場合には廃止  
されておるわけですね。この問題が一つ  
あります。これは復活する気運が出てき  
ております。ただどうい内容の法学を  
教えるべきかとなると、これは人によっ  
ていろいろイメージが違います。その間

題が一つあります。学生から寄せられた  
意見書がありました、それによりまずと、  
専門科目の勉強をやる前に法学入門的な  
科目の授業を是非やって欲しい、大学に  
入っていきなり憲法、民法の講義を聞い  
てもさっぱり理解できないということ  
です。ですから、法学の復活は一つの大き  
な問題であります。

それからもう一つは、現在、先程広瀬  
先生からお話がありましたけれども、民  
法が四部に分かれています。これで果た  
して民法の勉強として足りるのかどうか  
という問題があります。これは民法だけ  
ではなくて他の主要科目についても問題  
になります。現在の一・五倍ないし二倍  
位の時間をかけて、それぞれの専門科目  
の授業をする、そういう見直しが必要で  
はないかという問題がもう一つあります。  
私は行政法の一部を担当しておりますけ  
れども、週一回、年間を通じて四単位の  
授業をやっていることになりました。先程  
寺本先生から、大学の授業ではおしまい  
までなかなか行かないということがよく  
あるというご指摘がありましたけれども、

確かにそういうことがしばしば生じます。ですから、これは私の個人的な考えですけれども、行政法一部は今の一・五倍位の時間が必要ではないかと思えます。各科目について、科目の編成とか、あるいはその授業にかける時間の長さを少し考え直さなければいけないのではないかと思っております。

それから三番目ですが、さっきは現在のカリキュラムのあらましをご紹介申し上げましたけれども、これは基本的には学生の選択という考え方でできているわけですね。この場合、学生にきちんと個人的な指導が徹底すればいいのですが、なにしろ学生の数が多いものですから、そういう個別的な指導というのは期待できないわけでありませう。そうしますと学生は単位が取りやすい科目、あるいは採点の甘い先生から単位を取るという傾向になりがちです。法律を体系的に学習するという頭で考えるよりは、むしろ取りやすい単位を取るという傾向にどうしてもなっています。例えば、一群の場合一二科目になっ

ていて、どの科目を履習するかは学生の選択に委ねられるわけですから、訴訟法を取らない、あるいは民法を取らない、民法一部、二部、三部を取らなくても他のを取ればいいのか、そういう非常に体系をはずしたような学習をすることが結果としては生ずるわけです。これではまずい。やはりこの問題を考え直さなければならぬ。これは実は私の個人的な考え方で、法学部長としての意見ではありません。個人的な考え方ですけれども、現在のカリキュラムにはそういう問題があります。ですから私としては大学で一通り法律を勉強したと言えような内容のカリキュラムを作りたいと考えております。ただ、大学の法学部での法学教育では、専門科目だけを考えるわけにはいきません。私どもとしては法律学を専門に勉強する学生の場合、その前提として、いいですか、あるいはこれに伴うものとして外国語の勉強も大いにやって欲しい。更に哲学とか社会学とか歴史とか、そういう方面の一般教育科目も、それなりに一定の水準に達するように勉強して欲しいという考え

を持っております。その上で法律の専門科目を履修して勉強をするというのが大学教育であり、法学部の法学教育としての姿ではないかと考えます。そうしますと四年間の法学教育ではどうしても足りないというのが私の基本的な考えであります。五年ないし六年位の期間が必要である。それ位の期間をかけなければ、たとえ基礎的な面についてであれ一通り法律を勉強をしたと言える力を持った人を卒業させることはできないのではないかと気がします。そういう意味で法学部における法学教育を充実させたい。これをロースクールと言うならそれはそれで結構であります。

もう一つ、ちょっと言い忘れましたが、法律の科目を教える場合、あまり間口を広げ過ぎて、総花的に教えるということではなくない。これは私の個人的な考えですが、基礎的な科目に集中して、これに時間をかけるという教育体系を考えたい。基礎的な科目といいますが、実定法以外の科目を全然考えないわけではありません。例えば法哲学にしる、あるいは法

制史にしろ、そういう科目を含むものとして、法学教育の焦点をしばって、時間をかけて集中してやっていきたいと基本的には考えております。

高窪 私も法職講座委員長の立場を離れて、個人的には外間先生とほとんど同じ考え方です。六年制にして、昔の補習科のようなものを作りたい。そして六年間にわたって、合理的にカリキュラムを組んで、在学中ないし卒一、卒二ぐらいまでに合格できるような教育をしたいと思えます。そういうコースを作るのが一番理想だと思ふんです。法学部の一般コースとの互換性を保つことが必要と思ひますが……。

大学院は本来研究を中心にするべきでありまして、今は大学院に入ってきて司法試験を目指すというのが増えてるんですけど、授業のやり用がないわけですね。大学院で論点ゼミをやっても意味がないので、先進的なアメリカ法の本を読んでもいくと、司法試験受験者は受講を嫌いまして授業にならないということなんです。だから、研究と受験勉強のコースをは

きり分けて、外間先生が言われたように、それなりに、質の違う教育をすることが大切だろうと思ふんです。ただし、教授会でそうした方向の学部改革を議論して、その方向でやろうということになっても、恐らく何年か時間をかけないと実施できないと思ふんですね。そこで当面は、そういう刺激剤の役割を法職講座が担っていくという趣旨で申しているわけです。

それからもう一点、先程、角田先生の触れられた法学部の意見書の表現のことですが、法律科目担当者会議の座長の角田先生が非常に苦慮されて、いろんな意見を集約されたのです。それで出てきたのがあの文章なんです。学者は論文を書くとき、本文以外にこれを補足して「注」というのを付けますね。「しかしながら……」とか「もっとも……」とかいうのは、論文でいえば「注」だと思ふんですね。いろんな意見が出て、本質には回数制限には反対だと言ってるんで、どうかこれからも、中央大学は賛成なんだ、と言われたときは、「いや、そうじゃない。反対だ。」とはっきりおっしゃっていた

だいたいと思ふんです。(笑)

## 一〇、「大学推薦」及び「合格者数増加」案について

伊井 まだまだ回数制限についてはいろいろ問題があって、議論は絶えないと思うのですが、お時間のほうもあまりございませんので、次に進ませていただきます。今回の改革試案は、回数制限の他にも、大学推薦制というものを、一つの案として出しています。その趣旨としては、先程言われた大学法学教育と司法試験を直結させる意味合いを持つんだということが言われているんですが、これについては、平等原則からの疑問とか、実施上の疑問、技術上の疑問などが指摘されています。この問題について、大学側はどういうふうにお考えになっておりますか。

外間 私どもの意見書で、これには反対しております。受験回数制限に対する意見では角田先生、高窪先生ご指摘のように、法務省から賛成側に組み入れられるようなニュアンスを含んだ言葉が入っていますけれども、大学推薦制については、

「全く反対である」ということをはっきり表明しております。その理由は私どもの意見書に書いてありますので、その紹介は省略させていただきますが、私が一つ気にしておりますのは、例えば、中央

大学の場合には、推薦制が導入されますと、推薦を受けて論文試験を受験する者と、推薦を受けられないで短答式から受験する者が出てくるわけですね。同じ大学の学生でありながら、こういう差別をして試験を受けさせるのはよろしくないのではないかと、このことを気にしています。

それからもう一つは、推薦をして、最終合格にしてくれるのなら、責任を持って推薦します。けれどもそうでなくて、短答式の免除ということだけですから、あまり推薦の効果はないのではないかと、このことを考えております。

それから、これは私どもの自信のなさかも知れませんが、推薦された学生が不合格、推薦を受けないで受験した学生が相当数合格するということになりますと（笑い）、推薦それ自体の信憑性

に関わる問題になってくるわけです。そういうことが生じないという保障は全くないわけです。そういう意味でも、推薦制については全く反対であると、考えております。

伊井 有難うございました。時間もあまりないので次に移らさせていただきますが、もう一つ、「合格者数の増加」という改革案も示されております。もともと、法務省試案は、あくまで受験回数制限を実施した場合という条件付きでの、合格者増加という案になっているわけです。そもそも、合格者増加論自体に對しいろいろご意見はあると思うんですが、これについても大学側のご意見を伺いたいと思います。

永井 合格者数の増加という問題は、これは将来の法曹のありべき姿といったものからむので、大学側としての意見というのは必ずしもないわけです。はっきり言いますと、合格者が増えれば増えるだけ、法学教育の方はやりやすいということが言えるだけで、その結果がどうかということについては、大学としては責

任を取れる立場ではないのです。ただ、法務省が言っている合格者数の増加の提案の仕方、つまり回数制限とか推薦制といった改革を実行した下での増加、それらの改革が通ったら、増加するという提案の仕方に対しては、かなり懸念を持っています。というのは、回数制限は多分

司法試験法という法律上の制限になるのに對し、この増加というのは単に実際上の問題でありまして、本当に回数制限が通った後増加してくれるかどうかの保障はないわけです。とりわけ、大蔵省の論理、また法務省の言われている論理というのは、分離修習に繋がるような意見ではないかと思うのです。つまり、回数制限をやって若年者をたくさん採って、任官希望者が増えるならば、それなりの上乘せをした予算を取ってもいいけれども、今みたいにあんまり任官希望者がいない、弁護士になるための修習なのに何故そんなに国家予算を取らなくちゃいけないのか、それはタックスペーヤーとして許されない論理になる、というようなことが言われているわけです。だから、そうい

った点から言うと、合格者数の増加という  
ことも、やはり今の提案についてはか  
なり懸念も持っているわけです。

**伊井** 有難うございました。仮りに合格  
者が増えた場合、司法試験が多少広き門  
になるということで、例えば、大学側で  
学生に指導していくときに、「広き門に  
なったのだから挑戦してみたらどうか」  
というような指導は、できるものなんで  
しょうか。

**永井** 七〇〇人じゃあまりできないです  
ね。(笑い)

**中津川** いま永井先生が言われたとおり  
だと思ふんですね。私のような立場にい  
ますと何故この問題が出てきたのかとい  
うことがよく分かるわけです。例えば、  
今こういう厳しい司法試験の下で法曹の  
レベルが下がっているんだというような  
話が、一般社会全体から出てきているな  
ら、日弁連なども、もっと何とかしなけ  
ればいけないということになると思ふの  
ですね。ところが、よそではそういう話  
は全然出てきていないんです。今までの  
受験制度をやっている、年取った人が

受かっているから質が悪いじゃないかと  
いうような問題は、社会から提起されてい  
ません。ですから、いま先生が言われた  
ように、回数制限して若返りを図る、そ  
れでそれが任官に結び付けばいいとい  
うことなのです。合格者をいま増やそうと  
思えば増やせられると思いますよ。大蔵  
省と予算を折衝してやればですね。あと  
残るのは、研修所のキャパシティーの問題  
などですね。

**高窪** ですから、逆に言えば、「合格者  
を七〇〇人に増やすのか、それじゃ回数  
制限は妥協してもいいな」という発想は、  
絶対に危険だと思ひます。それがわれわ  
れの感想ですね。合格者の増加について  
は何の保証もない。だから、七〇〇人は  
賛成だということもあまり言いたくない  
のです。ただし、できれば、数が増える  
ことはいいことだと思ひています。

**伊井** それでは、この合格者数の増加の  
問題について、弁護士会の立場から、藤  
井先生、何かご意見がございせんか。

**藤井** 増加論については柳沢先生のほう  
で具体的な作業をされているのですが、

一般論としては、東京三会、それから大  
阪の所属会員の間では増加論の意見が強  
かったようですね。しかし、その他の地  
域の弁護士会では、結局、会員の預かり  
分が少なくなるというような理由で、増  
加は困るという意見が多いようでした。  
しかしながら、世の中はどんどん進歩し  
ていきますので、我々もあぐらをかいて  
いるんじゃないかと、放置されている仕事  
を我々が堀り起こしていけば、これはや  
っぱり弁護士が足りないんじゃないかと  
いうふうになるだろうし、放置するなら  
ば国民自体から見放されていくんじゃ  
ないかと、私はそういうふうにご考えてい  
ます。詳細については、柳沢先生にま  
められたときの状況を補足していただ  
ければ幸いです。

**柳沢** 別に私が特に法曹人口の点につ  
いて統計的なものを持っているわけでも何  
でもありません。ただ、日弁連の委員会  
で、一応は七〇〇名という増加案を報告  
しているわけですね。その点が一つある  
わけです。それから先程藤井先生がお話  
になったように、法曹人口問題について

は大分激しい議論のやり取りがありました。そして、大都會の弁護士会では、これからは、渉外事務所とかその他社会の多様性に応じるような弁護士を養成する必要もあるんじゃないかということで増加賛成論が多かったようですが、岡山を初めいくつかの地方の弁護士会は絶対反対の意見が強かったですね。そんなような状況がありましたことを経過報告ということで申し上げます。ただ、法曹人口問題は、あくまで理論的に割り切れる問題ではないようですね。

藤井 ちよつといま柳沢先生が触れられたので申しますが、私が日弁連の外弁問題の委員長のと、外弁を受け入れるについては条件整備が重要であるというところで、条件整備を審議した小委員会が、増員論を打ち出しているわけです。結局、毎年一〇〇〇名の合格者が最少限必要だと言っているところ、いま直ちに一〇〇〇名という数を打ち出したら、これはとても東京三会を説得できない。先程お話があったように、今の研修所の設備とか人力的な問題、あるいは国家予算、

こういうものを背景にした場合、当面は七〇〇名程度が妥当じゃないかということで、委員会では七〇〇名にしほった次第です。その答申が、日弁連の正副会長会議にかかったと、こういう経緯があります。

#### 一、現行司法試験の改善すべき点

伊井 どうも有難うございました。大分時間も経ってききましたので、そろそろまとめに入らせていただきたいと思えます。レジュメの最後に「大学教育と司法試験のあるべき姿との関係(まとめ)」というふうにしてございますが、その中の項目の一番の「法曹養成の面での大学の法学教育の理想」という問題と、三番の「今後、大学としてはどのような方向・方法を考えていくか」という問題については、先程から大学の先生方よりかなりお話が出ています。

そこで、一つだけ残っている二番の「現行の司法試験の方法・内容に改善すべき点はあるか、あるとすればどのような案が考えられるか」という問題について、

大学側にお考えがあれば、最後に伺いたいと思います。

永井 現行の試験のポイントで、私たちが一番望ましくないな思っている点というのは、「リーガルマインド」と言うところがないかも知れませんが、法的思考ができなくても知識で受かってしまう、また予備校のやっているような「これはこうまとめておけばいいんだ」という形でそれを覚えて受かってしまうという現状ですね。そういうことのないような試験にして欲しいわけです。それがまず一番です。その具体的なポイントとしては、まず択一試験の問題です。最近の択一の問題はかなりねれてきまして、頭の体操みたいな問題が多くはなっていますけれども、それでもやはりまだ半分位は知識を問う問題です。その知識も、普通に勉強をしていれば自然と身につく知識であればいいわけですけれども、実際には特に覚えるということをやらないといけない部分がある。その点は、やはり改善をして欲しい。それから論文問題も、最近では、基本に帰るといって、

かなり基礎的な問題を出しているということですが、それがいわゆる典型的な論点、例えば「過失犯の共同正犯について論ぜよ」という問題であったりするんですね。これはまさに予備校で山かけて、ある意味では覚えさせた答案でそのまま答案構成ができてしまうんですね。そういう問題は、やはりやめて欲しいと思います。もっと考えさせる問題、その場で考えて、いわばセンスや何かで答案構成しなければいけないような論文問題に、ある意味ではしほって欲しいということです。

口述試験についての意見としては、今年ちょっと気になったことですが、それは私たちの感じた部分ですけど、今年は大の若手がかなり口述で落とされております。これはどういうことなのか。口述であまり細かいこととか、そういうものを聞くことはどうかと思います。口述は第二の択一試験と言われているぐらいで、かなり細かい、意義、要件、効果的なことを聞く面があるわけです。とりわけ、実務家の試験官の質問というの

が、かなり細かい規則や条文を知っているかという質問を羅列していく傾向があり、これは受験生はみんな感じているんじゃないですか。やはり、もう少しセンスを問うような口述試験という形に、ある意味で改善されていくなれば、受験生もかなり予備校を離れて大学に戻ってくる。そして、本当にものを考えて受かるという姿へ戻っていくことも、かなり可能なのではないかと思えます。

それから試験科目数ですけども、かなり今は多過ぎるのではないか。あれだけの科目を、一通り基本書を読むだけでもかなり時間がかかります。それが二、三年で受かるわけがない。二、三年で全部を修得できるわけがない。とすれば、やはり科目数を減少するというのが若手の人にチャンスを広げる道ではないでしょうか。そういうことを考えていく、大学教育から司法試験、研修所、そして実務になってからの教育と、そういった一貫した法曹教育の中で、司法試験の位置付けをもう一度再確認することが必要だと思います。本当に基本的な理解さえで

きていけばいいんではないかという意味で、科目数を減らすということも考えていいのではないかと思います。

それから、最後に付け加えさせていただきますと、これは私の全く個人的な意見ですけども、今回の法曹懇の意見書に対して、実務家の弁護士会からあまり総論における批判がないというのが気になるわけです。あれはかなり問題にしていい意見ではないかと思うのです。弁護士が社会の高度化、国際化に対応できていない、と決め付けられているようにも読めます。それに対し、全然反論がないというのがちょっと寂しいですね。細かい意見よりもっと総論のところを批判すべきではないか、いわば現状の法曹に対する認識がそこに現われているわけですからね。あれに対する批判がないというのは、かなり寂しかったです。

**高窪** 全く永井教授と同感です。若干補足しますと、極めて実際的な理由から今日の改革問題が出てきたという背景があるために、仕方のないことなんですけれども、制度の実質論のほうはほとんどと

り上げられていないんですね。本当は、もっと真剣に、司法試験制度の実質的な内容の改正の検討をして欲しいと、思います。それで、具体的には、試験問題も細かい問題よりも立体的な出題をして、考えさせる試験にして欲しいと思います。仮りに、例えば小論文を課したりすれば、予備校はまたすぐに小論文の答練やゼミをやったりするでしょうけれども、少しは考える予備校になると思うんです。そうなれば、予備校へ行って合格する連中が多いとしても、全体としては、物を考える法曹が増えてプラスだと思います。受験回数や人数でなく、試験の内容を検討することを真剣にやって欲しいと思います。

もう一つは、これから日弁連が最終的な意見を出すわけですが、そこに何とか今日の討論のような意見を反映して、法曹一元化の危機だというような、改革案に対する総論的な批判を大いに展開していただきたいと思います。それを是非望みます。

山本 このまま行きますと塾、予備校が

非常に隆盛しまして、結局、予備校で試験を受けて自分がどの程度のレベルにいるかが分かってくる、逆に言えば、回数制限の問題もからんで、予備校の試験が何か共通一次的になってくるんじゃないかなという気がします。そのへん、何か現行制度の中でも改善できる場所があるのではないかと、思います。

永井 これはまだ駿河台の方の小委員会にかけていない意見ですけれども、今年駿河台でやっと法職講座の戦力となる受験生が確保できた、彼らはほとんどが択一合格者で、来年もほとんど論文試験を受けると思うんです。そこで、来年の八月に、彼ら全員に再現答案を書かせたい、法職として手当を出してもいいから再現答案を全員に書かせる。そうすると、八〇人位の択一合格者の再現答案ができてくるわけです。それで、合格者の人達の答案と、それから後で評価が返ってきたA、B、C、D、Eといった評価の答案の、いわば累計化ができる。それだけの人数の累計化でやれば、大学内部に合格答案のノウハウが蓄積されて、それがあ

る意味ではいろいろな教育的な指導にも生かしていただけるのではないかと、いうふうに考えております。これは、駿河台小委員会の方にすぐにかけたいと思います。

伊井 有難うございました。もう一つだけお伺いしたいのですが、先程考えさせる試験にして欲しいというご意見でございましたが、具体的に、例えば、諸外国の司法試験と比較しますと、日本の司法試験は二時間で二問の論文を書かせる方法でやっておりますね。よく大学の先生の中に、「もっと基本的な問題で長い時間を与えてじっくり考えさせて書かせれば、リーガルマインドが分かるんだ。」というようなことをおっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、先生方もそういうふうにお考えになりますか。

永井 それは皆さん違うんじゃないですか。(笑)

高窪 私は公認会計士の試験委員を五年間やって、今年で終わったんですが、この試験でも二問に小問が入って、四問を二時間で書かせてきたんですね。それは、



小問にした方が点数の高低がはっきり出るといふことらしいのですが、これではるくに答案が書けません。一時間でせいぜい一問でしよう。現在では二問になっています。司法試験の場合は、出題範囲の問題もあり、二問でよいと思いますが、問題の出し方によって、総体的に考えさせることはできると思います。例えば、「株式会社各機関が代表取締役の業務執行を監視する体制はどのようにできているか」というような問題が出ていますけれども、こういう出題は弾力的な思考力をみることでできていい問題だと思えます。いわゆる予備校のチャート式で勉強して、ある特定の論点についてのノウハウを覚えれば書けるといふ問題じゃなくて、全体のメカを見通していないと書けない問題です。あるいは、会社も手形も総則もからんだ、そういう問題を一つ出して本当の力が分かるかも知れませんね。試験でございませうからね。ちなみに、昔の旧制一高の歴史の受験問題で、「鎌倉幕府の滅亡より明治維新に至る間の政治、経済、文化を論ぜよ」というよ

うなのがありました(笑い)、そういうのが一番力が分かるわけですよ。

伊井 例えば、西ドイツでは一定の問題と資料を与えて、五時間なら五時間でその資料を使って問題を解くというような試験をするらしいんですね。ところが、日本の場合には司法試験六法だけ与えて、二時間で全部書かせるというやり方をしている。大学側から見ると、今の日本の司法試験の方法・やり方について、どのようにお考えですか。

広瀬 ドイツでは、クラウズールと言いまして、完全に実務に即した設例問題の試験をやるみたいですね。私の体験しましたものでは、問題そのものは日本の司法試験の問題みたいに難問じゃないんです。非常に単純なんですけれども、単純なわりには、ほんとに実務向けといえますか、即それでめしを食わさせるような出題をやっているようですね。ですから、かなり民事訴訟的な、民法の問題でもかなり事実関係や証明責任の問題、これを全部盛り合わせた問題でやっていましたね。まさに実務をならみ合わせたもので

すね。

伊井 それでは、今日ご出席でまだご意見を伺っていない先生もいらっしゃいますので、今の点なんかも含めて、湯川先生、何かご意見をお願いします。



湯川 焦点は若年化を図ること、

それに対応して大学の教育制度が変わるかという問題だと思いますが、私は渉外事務所に働いておりまして、渉外事務所がもっとも若手を必要としていると考えております。任官する人というのは、若い必要性は全くないと思えます。ところが、渉外事務所に入りますと、これは語学の問題がありますから、必ず留学しなければならぬ、そうすると若い人でなければならぬ必然性があるわけです。そういうことから行きますと、少しでも若いうちに涉外弁護士になれるようにしたいだきたいというのが希望です。も

つとも、そうなってきましたと、若い弁護士・実務家が溢れてきて、個性をまだ十分に身につけていない人達が多くなりはしないかという危惧があります。それから、弁護士にとっては経済的基盤も十分でなくなってくる。まあバイが減ってくるという言い方で論じられているわけですから、そういう方でも、そうなると、日本の社会制度自体が、アメリカナイズされるといいますか、とにかく事件屋に類するような構想が次々に生まれてくる可能性があるわけです。そういう状況にはしたくはないと思っておりますので、司法試験制度がどのように変わろうと、大学教育でもって、利権的な弁護士にならないように十分な教育をしていただきたいと思っております。

## 一、二、まとめ

伊井 有難うございました。なかなかまとめと言っても非常に難しいと思いますが、今までいろいろ出た議論についてご感想的なことでも結構でございますので、篠原先生、一言お願い致します。



篠原 今日皆さんのご意見を拝聴して、

いちいちごもっともということを感じました。私は昭和二五年度に合格したわけですが、法務省から出された「司法試験改革を考える」という資料の三五ページを見ますと、そのときの出願者が二八〇六人、論文合格者が二六〇九・五九%であったという資料がございます。しかるに、昭和六〇年度は、出願者が二万三八五五名、論文合格者が四八二名、最終合格者が四八六名、合格率が二・〇四%です。それから、「我が国の総人口と二〇才から二四才までの人口及び法学部入学定員の推移」というところを見ますと、総人口が一億二一〇四万八〇〇〇人で、二〇才から二四才までの人口が八二〇万人、法学部入学定員が二万九八一〇人となっております。

私どものころの統計がないのでちょっと比較しにくいのですが、私どもが受験したころは確か法学部がある大学は二三校であったと思います。恐らく現在は一〇〇校を越えているのではないかと思います。ただ、大学の数だけで比較したのでは比較になりませんので、法学部の入学定員を参考しますと、昭和六〇年度が約三万人です。これに四学年を乗じますと、法学部在籍の方が約一二万人いるわけですね。受験者は法学部在籍の方ばかりとは限りませんが、他学部とか卒業者もあるわけですが、機械的に法学部在籍者と合格者の割合を比較しただけでも、法学部で学ぶ学生が以前より格段に増加しているにもかかわらず、司法試験の合格者の数はさほど増えておらないということが、この試験の問題点であろうと私は思います。法学部の入学定員を増やしませんが、その中において法曹に振り向ける人数ということを、当局はさっぱり考えてこなかったのではなからうかと言いたくなるのです。若干飛躍しますが、先程から論議になっております七〇〇名までの

増員はどうかという問題についても、私は合理的根拠があるかどうか、疑問を持つものです。法学部の入学定員を増やしてきたことについては、それなりの理由もあり、卒業者に対する社会的需要もあつたのであろうとは思いますが、他方、やはり法曹人口の問題も、今言った社会的需要と比例的に考えて、増やしていくべきではなかったかと感じております。

**野宮** それでは、予定された五時三〇分を過ぎております。与えられた問題は極めて多岐にわたっておりまして、まだまだ議論は続いて、これから佳境に入るところではございますが、残念ですがここで一応閉じさせていただきます。では、閉会の言葉を事務局長の猪股先生によりしく願います。



**猪股** 本日は、中央大学の法学教育がどのように行われているか、その現状の分

析、また変遷と問題点、司法試験合格者の勉強の実体などについて、実際にその衝に当っておられる大学側の意見を忌憚なくご発表していただきまして、有難うございました。そして、現在問題になっている二、三の問題と関連させて、現状と将来の問題も浮き彫りにして、論点を整理させていただきました。法曹の現場からは、検察官の立場から、また弁護士それぞれの立場から、率直な意見なり主張が発表されまして、その意味で本日の座談会のテーマについては、十分な成果がなされたものと評価されると思

います。中大法曹会及び学研連としては、駿河台記念館における法職研究室の運営やその方針についても、もっと突っ込んだ話が最後にお聞きしたかったのですが、永井教授からその障りの部分は提示していただきましたので、これはまた今後の問題として、後に控えているパーティーの席でもうひとつ忌憚のないご意見をまたお聞かせ願えれば幸いです。

法職教育検討委員会の面々が本日の議論

をひとつ十分に咀嚼し、また学研連の各位もこれを持ち帰って今後ますます研究・検討していくということで、本日は閉じさせていただきます。

以上